（老齢年金の額についての特例）

第七十七条　大正十五年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一五、六〇〇円
一七年以上一八年未満	一六、二〇〇円
一八年以上一九年未満	一六、八〇〇円
一九年以上二〇年未満	一七、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円
二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

2　前項に規定する者のうち保険料納付済期間が十四年未満である者については、その者が七十歳に達するまでの間に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、その保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上一一年未満	九、六〇〇円
一一年以上一二年未満	一〇、八〇〇円
一二年以上一三年未満	一二、〇〇〇円
一三年以上一四年未満	一三、二〇〇円

3　大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえ、三十五歳をこえない者）であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条第一号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上一一年未満	一四、四〇〇円
一一年以上一二年未満	一五、〇〇〇円
一二年以上一三年未満	一五、六〇〇円
一三年以上一四年未満	一六、二〇〇円
一四年以上一五年未満	一六、八〇〇円
一五年以上一六年未満	一七、四〇〇円
一六年以上一七年未満	一八、〇〇〇円
一七年以上一八年未満	一八、六〇〇円
一八年以上一九年未満	一九、二〇〇円
一九年以上二〇年未満	二〇、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	二一、六〇〇円
二一年以上二二年未満	二二、八〇〇円
二二年以上二三年未満	二四、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	二五、二〇〇円
二四年以上二五年未満	二六、四〇〇円

4　前三項の場合においては、第二十八条第四項中「前条」とあるのは、「第七十七条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（老齢福祉年金の受給資格期間等についての特例）

第七十八条　次の表の上欄に掲げる者については、第五十三条第一項（第五十六条第一項の規定を適用する場合を含む。）中「三十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十九歳をこえ、五十歳をこえない者）	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者）	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者）	六年
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者）	七年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者）	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者）	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者）	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十歳をこえ、四十二歳をこえない者）	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえ、四十歳をこえない者）	十二年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者）	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者）	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者）	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者）	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者）	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者）	十八年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者）	十九年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十歳をこえ、三十二歳をこえない者）	二十年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十九歳をこえ、三十歳をこえない者）	二十一年
昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者）	二十二年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者）	二十三年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者）	二十四年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者）	二十五年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者）	二十六年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者）	二十七年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者）	二十八年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者）	二十九年

大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者）	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者）	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者）	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十歳をこえ、四十二歳をこえない者）	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえ、四十歳をこえない者）	十二年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者）	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者）	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者）	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者）	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者）	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者）	十八年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者）	十九年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十歳をこえ、三十二歳をこえない者）	二十年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十九歳をこえ、三十歳をこえない者）	二十一年
昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者）	二十二年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者）	二十三年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者）	二十四年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者）	二十五年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者）	二十六年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者）	二十七年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者）	二十八年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者）	二十九年

備考　この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

（障害福祉年金及び母子福祉年金の受給資格期間についての特例）

第七十九条　昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）については、第五十六条第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一条第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節　福祉年金の特別支給

（老齢福祉年金の特別支給）

第八十条　明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者）には、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

（障害福祉年金の特別支給）

第八十一条　昭和十四年十一月二日以前に生まれた者（昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者）が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2　初診日が昭和三十四年十一月一日前である傷病が同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなおつた者が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は廃疾認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3　明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつたもの（廃疾認定日において七十歳以上であつた者を除く。）が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、第一項と同様とする。ただし、当該廃疾について第三十条又は第五十六条第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

（母子福祉年金の特別支給）

第八十二条　夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻（昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者）が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　妻が、現に婚姻をしているとき。

二　妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2　昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。

3　明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したもの（夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く。）が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときも、前項と同様とする。ただし、当該夫の死亡について第三十七条又は第六十一条第一項の規定により母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

4　第三十七条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

（裁定に関する特例）

第八十三条　前三条の規定により支給する福祉年金の受給権の裁定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都道府県知事が行うものとする。

2　前三条の規定により福祉年金の受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

第五章　福祉施設

第八十四条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第六章　費用

（国庫負担）

第八十五条　国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、当該年度において納付された保険料の総額の三分の一に相当する額を負担する。

2　国庫は、福祉年金の給付に要する費用を負担する。

3　国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（事務費の交付）

第八十六条　政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基く命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

（保険料）

第八十七条　政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2　保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3　保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき百円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき百五十円とする。

（保険料の納付義務）

第八十八条　被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2　世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3　配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条　被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一　障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。

二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。

三　国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに収容されるとき。

第九十条　次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がない

と認められるときは、この限りでない。

一　所得がないとき。

二　被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又は、いい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

四　地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

五　その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

（保険料の納期限）

第九十一条　一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

（保険料の納付方法）

第九十二条　保険料を納期限前に納付するには、厚生省令で定める場合を除いて、国民年金印紙による納付の方法によらなければならない。四月から十二月までの各月の保険料を納期限の経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも、同様とする。

2　一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するには、国民年金印紙による納付の方法によることができない。

3　国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行うものとする。

（保険料の前納）

第九十三条　被保険者は、都道府県知事の承認を受け、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2　保険料の前納は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを市町村長に提出し、その検認を受けることによつても、行うことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

3　第一項の場合において前納すべき額は、国民年金印紙によつて納付する場合を除き、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

4　第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

5　前四項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付、前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

（保険料の追納）

第九十四条　被保険者は、都道府県知事の承認を受け、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき、これに相当する額を追納することができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、さきに経過した月の分から順次に行うものとする。

2　前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

3　前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

（徴収）

第九十五条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

（督促及び滞納処分）

第九十六条　保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2　前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3　前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4　厚生大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5　市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6　前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

（延滞金）

第九十七条　前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3　延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5　延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（先取特権）

第九十八条　保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（保険料の還付）

第九十九条　保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、その者が、第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であるとき、若しくは受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

2　第二十三条の規定は前項の保険料の還付につい

て、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それぞれ準用する。

（附加保険料）

第百条　被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律による保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。

2　前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者が年金給付を受けることができなかつた場合に脱退手当金を支払うものとする。

第七章　審査の請求

第百一条　年金給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2　審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3　第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

第八章　雑則

（時効）

第百二条　年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日（第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができることとなつた日）から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2　保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利（第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む。）は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

3　前二項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4　保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十二条の規定を適用しない。

（期間の計算）

第百三条　この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第百四条　市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者があつた者若しくは受給権者又は母子年金の支給若しくはその額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（届出等）

第百五条　被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

2　第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

3　受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める

事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4　被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

（被保険者に関する調査）

第百六条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に関し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2　前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（受給権者に関する調査）

第百七条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3　前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（資料の提供等）

第百八条　厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、被保険者、受給権者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者の資産若しくは収入の状況又は公的年金各法に基く年金たる給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合（厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合を含む。以下同じ。）若しくは国家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（年金給付の支払）

第百九条　年金給付の支払に関する事務は、逓信大臣が取り扱うものとする。

2　厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を逓信大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

（実施命令）

第百十条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章　罰則

第百十一条　偽りその他不正な手段により年金給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第百十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

二　第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三　第百六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第百十三条　第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

第百十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第百五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。

二　第百五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

三　第百五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

四　第百五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

（被保険者に関する経過措置）

第二条　昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間において被保険者であつた者について、年金給付に関する規定を適用する場合においては、その者は、その期間、被保険者でなかつたものとみなす。

（福祉年金の裁定の請求等に関する経過措置）

第三条　第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該福祉年金について受給権の裁定の請求の手続をとることができる。

2　第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による福祉年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。

3　昭和三十五年における福祉年金の支払については、第六十八条中「一月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

（被用者年金各法の被保険者等に関する当分の間の取扱）

第四条　第七条第二項各号に掲げる者に関しては、同条第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間、次条から附則第九条までに定めるところによる。

第五条　第七条第一項に規定する者であつて、同条第二項各号のいずれかに該当するものが、同項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に被保険者の資格を取得するものとし、また、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失するものとする。ただし、その者が明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）である場合に限る。

第六条　明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）であつて、第七条第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けて、被保険者となることができる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2　前項の規定による承認を受けた者は、その承認を受けた日に被保険者の資格を取得するものとする。

3　第十三条第一項の規定は、第一項の規定による承認があつた場合に準用する。

4　第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5　第一項の規定による被保険者は、第九条各号及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第九条第四号又は次の第一号若しくは第二号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一　第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二　第七条第二項第四号から第七号までのいずれにも該当しなくなつたとき。

三　前項の申出が受理されたとき。

四　保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

6　第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。

第七条　明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七条第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者については、この限りでない。

2　第七十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による被保険者について準用する。

3　第七十五条第一項又はこの条第一項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失する。

第八条　厚生大臣、都道府県知事又は市町村長は、被保険者の資格に関し必要があるときは、被用者年金各法に定める組合その他の管掌機関（恩給に関する裁定庁、本属庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に関するこれらに相当する機関を含む。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第九条　疾病にかかり、又は負傷し、昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当した者の当該傷病による廃疾については、第五十七条第一項並びに第八十一条第二項及び第三項の規定を適用しない。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ九　国民年金ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料

第九条第二項中「第六号の五」の下に「、第七号の三」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「厚生年金保険」の下に「、国民年金」を加える。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項」の下に「、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十七条第一項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭

第六百七十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第十五条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条」の下に「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百一条」を加える。

第三条中「又は厚生年金保険法第九十条」を「若しくは厚生年金保険法第九十条又は国民年金法第百一条」に改め、同条第三号中「保険給付」の下に「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第九条第一項中「保険者」の下に「（国民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十九条中「及び厚生年金保険法第九十条」を「、厚生年金保険法第九十条及び国民年金法第百一条」に改める。

第三十二条第一項中「又は厚生年金保険法第九十条第一項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項又は国民年金法第百一条第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十条第二項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第二項又は国民年金法第百一条第二項」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法第八十六条第五項」の下に「並びに国民年金法第九十六条第四項」を加える。

別表

障害の程度	障害の状態
一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両上肢のすべての指を欠くもの
五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七	両下肢を足関節以上で欠くもの
八	体幹の機能にすわつていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
九	前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

級	障害の状態
一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三	平衡機能に著しい障害を有するもの
四	咀嚼の機能を欠くもの
五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
一一	両下肢のすべての指を欠くもの
一二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
一四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
一五	前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

（内閣総理・大蔵・厚生・郵政大臣署名）

法律第百四十二号（昭三四・四・一七）

◎国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準外国為替相場をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百四十二号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が九百億円又は一千四百九十七億六千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第六条の見出し中「国債」を「基金等に出資した国債」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条中「すべての本邦通貨」の下に「（これに代るべき国債を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（国債による基金との取引）

第十二条　大蔵大臣は、前条第一号に掲げる買入を行う場合においては、同号の本邦通貨に代えて、国債によりこれを行うことができる。

2　大蔵大臣は、前項の規定による買入を行つた場合には、外国為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の国債の買いもどしを行うことができる。

3　第一項の規定による買入を行うため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、国債を発行することができる。

4　前項の規定により国債を発行することができる金額の最高限度額は、国際通貨基金協定の規定に基き他の基金加盟国通貨を基金から買い入れることができる金額を買入の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額とする。

5　第五条第三項から第五項まで、第六条及び第八条の規定は、第三項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項の命令に従い買い取る場合」とあるのは「第十二条第二項の規定により買いもどしを行う場合」と、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは「基金から第十二条第一項の規定による買入のため基金に引き渡した国債」と、第八条中「前三条」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

（基金との取引により基金に引き渡した国債の償還等）

第十三条　政府は、前条第五項において準用する第六条の規定による償還に必要な金額を、同条の償還の請求があつたつど、外国為替資金から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2　政府は、前条第二項の規定により国債の買いもどしを行つたときは、直ちに、これを国債整理基金特別会計の所属に移して償却しなければならない。

3　第十条の規定は、前条第三項の規定により発行する国債について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本銀行は、大蔵大臣の指定する日（以下「指定日」という。）において、同行の所有する金地金（この法律の施行の日において同行の所有に属するものであることが指定日において大蔵大臣により認定されるものに限る。）のうち大蔵大臣の指定するものにつき、金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）第四条に規定する価格により評価し、その評価額により当該金地金の帳簿価額を改定するものとする。

3　日本銀行は、前項の金地金の同項の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額を、指定日の属する月の翌月末日までに、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十九条に規定する剰余金に含まれないものとする。

4　政府は、前項の規定により国庫に納付される金額を、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条第二項の規定により基金及び銀行に対して行う出資及び当該出資に伴い必要とされる費用の財源に充てるものとする。

5　第三項の規定により日本銀行が国庫に納付する金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）により事業税を課する場合における所得の計算上損金に算入する。

6　改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項の命令に基き政府に売り渡された金地金は、その命令があつた時における旧金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）第六条に規定する価格により売り渡されたものとみなし、この場合に生ずべき旧法第四条第二項に規定する差額に相当する日本銀行の益金相当額は、その売渡があつた時において、国庫に納付すべきものとしてこれに納付されたものとみなす。

7　第五項の規定は、前項の規定により国庫に納付されたものとみなされる金額について準用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百四十三号（昭三四・四・一八）

◎へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第九条第二項から第七項までを次のように改める。

2　前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3　第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

4　前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

5　第五条から第七条までの規定は、第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基く政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基く政令で定める基準」と、第七条第一項中「第三条の許可」とあるの

は「第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

6　第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

第十条第二号中「前条第五項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　前条第一項の規定に違反した者

第十一条第二号中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際、現に改正前のへい獣処理場等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後のへい獣処理場等に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

3　前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百四十四号（昭三四・四・一八）

◎軽機械の輸出の振興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　登録（第三条―第二十三条）
第三章　輸出振興事業協会
　第一節　総則（第二十四条―第三十条）
　第二節　役員等（第三十一条―第四十五条）
　第三節　業務（第四十六条―第五十六条）
　第四節　監督（第五十七条・第五十八条）
第四章　雑則（第五十九条―第六十四条）
第五章　罰則（第六十五条―第七十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、輸出すべき軽機械及び軽機械部品について、輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため、その製造業者の登録を行うことによりこれらの品質の向上を図るとともに、輸出振興事業協会を設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせ、もつて軽機械の輸出を振興し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「軽機械」とは、小型軽量の機械であつて、その製造業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条に規定する中小企業者をいう。）であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向に出荷されるものについて、別表で定めるものをいう。

2　この法律で「軽機械部品」とは、軽機械の主要部分を構成する部品であつて、政令で指定するものをいう。

第二章　登録

（登録）

第三条　軽機械又は軽機械部品の製造の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める区分に従い、その製造の用に供する事業場ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

（表示）

第四条　前条の規定により軽機械の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械であつて、次項の規定に基く特別の表示が附された軽機械部品を使用したものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

（輸出の制限）

第五条　軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。以下この項において同じ。）は、前条第一項又は第二項の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

（登録の申請）

第六条　第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業場の名称及び所在地

三　製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類及び月間最大製造量

四　通商産業省令で定める製造又は検査のための設

もに、輸出振興事業協会を設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせ、もつて軽機械の輸出を振興し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「軽機械」とは、小型軽量の機械であつて、その製造業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条に規定する中小企業者をいう。）であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向に出荷されるものについて、別表で定めるものをいう。

2　この法律で「軽機械部品」とは、軽機械の主要部分を構成する部品であつて、政令で指定するものをいう。

第二章　登録

（登録）

第三条　軽機械又は軽機械部品の製造の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める区分に従い、その製造の用に供する事業場ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

（表示）

第四条　前条の規定により軽機械の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械であつて、次項の規定に基く特別の表示が附された軽機械部品を使用したものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

（輸出の制限）

第五条　軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。以下この項において同じ。）は、前条第一項又は第二項の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

（登録の申請）

第六条　第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業場の名称及び所在地

三　製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類及び月間最大製造量

四　通商産業省令で定める製造又は検査のための設備の概要

五　前条第一項の表示に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4　何人も、第一項又は第二項の規定に基いてする場合を除き、軽機械又は軽機械部品に、第一項若しくは第二項の特別の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

備の名称、性能及び数

五　通商産業省令で定める技術者の資格及び数

六　検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件であつて通商産業省令で定めるもの

2　前項の申請書には、事業場の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（登録の欠格条項）

第七条　次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一　この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第八条　通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一　第六条第一項第四号の通商産業省令で定める製造又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

二　第六条第一項第五号の通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

三　第六条第一項第六号の通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

（登録簿）

第九条　通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　第六条第一項各号に掲げる事項

三　第十六条第一項の規定により第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨を命じたときは、その理由及び期間

（登録証の交付）

第十条　通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2　登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所

三　事業場の名称及び所在地

四　製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類

（承継）

第十一条　第三条の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第七条各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第十二条　登録事業者は、第六条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2　前項の場合において、前条の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十三条　登録事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第十四条　登録事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第十五条　登録事業者がその事業を廃止したときは、登録は、その効力を失う。

（登録の取消等）

第十六条　通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その者の製造に係る軽機械若しくは軽機械部品に第四条第一項若しくは第二項の特別の表示を附してはならない旨を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基く処分に違反したとき。

二　第七条第三号に該当するに至つたとき。

三　不正の手段によつて登録を受けたとき。

2　通商産業大臣は、登録事業者が第八条各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、その登録事業者に対し、六月以内の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（登録の消除）

第十七条　通商産業大臣は、登録事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第十八条　登録事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から二十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（登録の停止等）

第十九条　通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十六条又は第五十七条の規定により、軽機械の製造又は出荷の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第八条の規定にかかわらず、その命令に係る軽機械の製造の事業を行おうとする者について、第三条の登録を停止することができる。

2　通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十八条の規定により、軽機械部品の製造設備の新設の制限又は禁止の命令をした場合においては、第八条の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第三条の登録をしてはならない。

3　通商産業大臣は、第一項の規定により登録を停止するときは、その旨を告示しなければならない。

（登録の再開）

第二十条　通商産業大臣は、前条第一項の規定により登録を停止した後において、その要件となつた事実が消滅したと認めるときは、登録を再開しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により登録を再開するときに準用する。

（登録簿の謄本等）

第二十一条　何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（手数料）

第二十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の登録を受けようとする者	一件につき 四千円
二 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二百円
三 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 二十円
四 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 二十円

（省令への委任）

第二十三条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 輸出振興事業協会

第一節 総則

（目的）

第二十四条 輸出振興事業協会は、軽機械の輸出の振興に関する業務を行うことを目的とする。

（法人格）

第二十五条 輸出振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（種類）

第二十六条 協会は、別表に掲げる軽機械ごとに一を限り、設立されるものとする。

（名称）

第二十七条 協会は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第二十八条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（定款）

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 役員に関する事項
五 総代会に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 会計に関する事項
九 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（民法の準用）

第三十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節 役員等

（役員）

第三十一条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十二条 会長及び監事は、総代会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総代会の同意を得て、会長が任命する。

3 役員の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができる。

（総代会）

第三十三条 協会に、総代会を置く。

2 総代会は、十人以上二十人以内において定款で定める数の総代をもつて組織する。

3 総代会に議長を置き、総代がこれを互選する。

4 議長は、総代会の会務を総理する。

5 総代会は、あらかじめ総代のうちから、議長に事故がある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならない。

（総代）

第三十四条 総代は、定款で定めるところにより、協会の業務に係る軽機械の登録事業者が当該登録事業者のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

3 投票は、登録事業者一人につき一票とする。

4 総代の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

（総代会の権限）

第三十五条 次の事項は、総代会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 負担金の額及び徴収の方法
三 会計の処理に関する規則の設定及び変更
四 収支予算及び決算
五 第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る事業計画の作成及び変更

（総代会の議事）

第三十六条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 総代会の議事は、出席した総代の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

（評議員会）

第三十七条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に係る軽機械に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の承認を受けて、会長が任命する。

6 評議員の任期は、一年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

（報酬）

第三十八条 総代及び評議員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（役員等の欠格条項）

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

一 国務大臣若しくは国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員等の解任）

第四十条 通商産業大臣は、会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事又は評議員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第四十一条　通商産業大臣は、会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　会長は、理事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、理事にあつては総代会の同意、評議員にあつては通商産業大臣の承認を得て、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第四十二条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第四十三条　協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第四十四条　会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員等の秘密保持義務）

第四十五条　協会の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節　業務

（業務の範囲）

第四十六条　協会は、第二十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　軽機械に関する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。

二　海外市場において軽機械の紹介、宣伝及びアフターサービスを行うこと。

三　軽機械の品質の改善に関する調査、試験研究及び指導を行うこと。

四　前各号の業務に附帯する業務

五　前各号に掲げるもののほか、第二十四条の目的を達成するため必要な業務

2　協会は、前項第五号の業務を行おうとするときは、総代会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　協会は、第一項第一号（成果の普及を除く。）及び第二号に掲げる業務の実施については、日本貿易振興会に委託してするものとする。

（事業年度）

第四十七条　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（事業計画等）

第四十八条　協会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（負担金）

第四十九条　協会は、第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、協会の業務に係る軽機械の登録事業者から、輸出向に出荷される軽機械について、定款で定めるところにより、負担金を徴収することができる。

2　前項の負担金の額及び徴収の方法は、協会が、毎事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けて定める。この場合において、負担金の額は、輸出向に出荷される軽機械一台につきその種類ごとに政令で定める金額をこえてはならない。

3　協会は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、負担金の額及び徴収の方法を公告しなければならない。

（資金の借入）

第五十条　協会は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（準備金）

第五十一条　協会は、定款で定めるところにより、第四十九条第一項の規定により徴収した金額の一部を準備金として積み立てることができる。

（財務諸表）

第五十二条　協会は、毎事業年度経過後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2　協会は、前項の規定により財務諸表について通商産業大臣の承認を受けようとするときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（事業報告書）

第五十三条　協会は、毎事業年度経過後二月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（書類の送付）

第五十四条　協会は、第四十八条又は第五十二条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

2　協会は、前条の規定により事業報告書を作成したときは、当該事業報告書を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

（資料の提出の請求）

第五十五条　協会は、第四十九条第一項の規定により負担金を徴収するため必要があると認めるときは、協会の業務に係る軽機械の登録事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

（検査の請求）

第五十六条　協会の業務に係る軽機械の登録事業者は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その協会の業務が法令又は定款若しくは会計の処理に関する規則に違反する疑があることを理由として、通商産業大臣にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、通商産業大臣は、その協会の業務の状況を検査しなければならない。

第四節　監督

（監督）

第五十七条　協会は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十八条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章　雑則

（中小企業安定審議会への諮問）

第五十九条　通商産業大臣は、第十九条第一項の規定により第三条の登録を停止しようとするときは、中小企業安定審議会に諮問しなければならない。

（報告及び検査）

第六十条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（異議の申立）

第六十一条　第三条又は第十六条の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第六十二条　通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十三条　通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定し、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（解散）

第六十四条　協会の解散については、別に法律で定める。

2　前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九条第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

第五章　罰則

第六十五条　協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その協会の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第六十六条　協会の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条　前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十八条　第五条第一項の規定に違反して軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。）を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第六十九条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第四項の規定に違反した者

二　第十六条第一項の規定による第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨の命令に違反した者

第七十条　第四十五条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を洩らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第六十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十二条　第二十七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十八条、第六十九条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　第二十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二　第四十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十五条　第十二条第一項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

第二条　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

（輸出の制限についての経過規定）

第三条　第五条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して四月間は、適用しない。

（協会の設立）

第四条　協会を設立するには、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日の後において、別表に掲げる軽機械ごとに当該軽機械の登録事業者十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の発起人が同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基準となるべき事項、発起人が推薦しようとする会長又は監事となるべき者の氏名その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該申請の日における当該軽機械の登録事業者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第五条　通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して四月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請について

ても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により前条第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

第六条　通商産業大臣は、附則第四条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第七条　発起人は、前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第八条　附則第六条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第十条　第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に輸出振興事業協会の文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第十一条　附則第六条第二項の規定により会長又は監事に任命されたものとされた会長又は監事の任期は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

第十二条　協会の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第十三条　協会の最初の事業年度については、第四十八条及び第四十九条第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「、輸出振興事業協会」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、軽機械の輸出の振興に関する法律」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十五条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」を「輸出振興事業協会、塩業組合」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「輸出入組合」の下に「並びに輸出振興事業協会」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十七条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二　軽機械又は軽機械部品の製造業者を登録すること。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第十八条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第

百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　輸出振興事業協会

別表

一　家庭用ミシン（頭部のみのものを含む。）

二　双眼鏡

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣臨時代理署名）

法律第百四十五号（昭三四・四・一八）

◎消費生活協同組合法の一部を改正する法律

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（共済事業規約）

第二十六条の三　組合は、第十条第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」という。）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めなければならない。

第四十三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十六条の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円をこえないことを定める規約の設定、変更（変更の前後を通じ当該規約がこの要件に該当するものに限る。）又は廃止については、この限りでない。

第五十条の次に次の一条を加える。

（責任準備金）

第五十条の二　共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第五十三条の二中「前三条」を「前四条」に改める。

第九十七条第一項中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行つている共済事業に関しては、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六条の三の規定を適

用しない。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百四十六号（昭三四・四・二〇）

◎農林漁業基本問題調査会設置法

（設置）

第一条 総理府に、附属機関として、農林漁業基本問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議する。

2 調査会は、前項の諮問に関連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門調査員）

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

（幹事）

第六条 調査会に、幹事十五人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条 調査会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

（委任規定）

第九条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項の次に次のように加える。

農林漁業基本問題調査会	農林漁業基本問題調査会設置法（昭和三十四年法律第百四十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

3 この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第百四十七号（昭三四・四・二〇）

◎国税徴収法

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　国税と他の債権との調整
第一節　一般的優先の原則（第八条―第十一条）
第二節　国税及び地方税の調整（第十二条―第十四条）
第三節　国税と被担保債権との調整（第十五条―第二十二条）
第四節　国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整（第二十三条―第二十五条）
第五節　国税及び地方税等と私債権との競合の調整（第二十六条）
第三章　納税義務
第一節　納税義務の承継（第二十七条―第二十九条）
第二節　連帯納税義務（第三十条・第三十一条）

第三節　第二次納税義務（第三十二条―第三十九条）
第四節　人格のない社団等の納税義務（第四十条・第四十一条）
第四章　納税の請求
第一節　納税の告知（第四十二条―第四十四条）
第二節　督促（第四十五条・第四十六条）
第五章　滞納処分
第一節　財産の差押
第一款　通則（第四十七条―第五十五条）
第二款　動産又は有価証券の差押（第五十六条―第六十一条）
第三款　債権の差押（第六十二条―第六十七条）
第四款　不動産等の差押（第六十八条―第七十一条）
第五款　無体財産権等の差押（第七十二条―第七十四条）
第六款　差押禁止財産（第七十五条―第七十八条）
第七款　差押の解除（第七十九条―第八十一条）
第二節　交付要求（第八十二条―第八十八条）
第三節　財産の換価
第一款　通則（第八十九条―第九十三条）
第二款　公売（第九十四条―第百八条）
第三款　随意契約による売却（第百九条・第百十条）
第四款　売却決定（第百十一条―第百十四条）
第五款　代金納付及び権利移転（第百十五条―第百二十七条）
第四節　換価代金等の配当（第百二十八条―第百三十五条）
第五節　滞納処分費（第百三十六条―第百四十条）
第六節　雑則
第一款　滞納処分の効力（第百三十九条・第百四十条）
第二款　財産の調査（第百四十一条―第百四十七条）
第六章　納税の猶予及び担保
第一節　徴収猶予（第百四十八条―第百五十三条・第百五十四条）
第二節　滞納処分の停止（第百五十五条）
第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免（第百五十六条）
第四節　納税の猶予に伴う担保（第百五十六条・第百五十七条）
第五節　保全担保及び保全差押（第百五十八条・第百五十九条）
第六節　担保の処分（第百六十条）
第七章　還付（第百六十一条―第百六十五条）
第八章　再調査、審査及び訴訟（第百六十六条―第百七十三条）
第九章　雑則（第百七十四条―第百八十六条）
第十章　罰則（第百八十七条―第百八十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国税の賦課、徴収及び還付に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国税　国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二　地方税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

三　附帯税額　利子税額、延滞加算税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、軽加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額をいう。

四　内国消費税　酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税及びトランプ類税（これらの税に係る延滞加算税額及び滞納処分費を含む。）をいう。

五　公課　滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税及び地方税以外のものをいう。

六　納税者　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の国税に関する法律の規定に基いて国税（その滞納処分費を含む。第四十二条（納税の告知）、第四十五条（督促）及び第四十六条（延滞加算税額）を除き、以下同じ。）を納付する義務を負う者（第二次納税義務者及び保証人を含む。）をいう。

七　第二次納税義務者　第三十三条から第三十九条まで（無限責任社員等の第二次納税義務）又は第四十一条第二項若しくは第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税者の国税を納付する義務を負う者をいう。

八　保証人　第百五十六条第一項第六号（保証人）又は酒税法（昭和二十八年法律第六号）その他の国税に関する法律の規定により、納税者の国税の納付について保証をした者をいう。

九　滞納者　納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないものをいう。

十　法定納期限　所得税法その他の国税に関する法律の規定による国税を納付すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定（内国消費税又は入場税に係るものを除く。）、延納、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

十一　徴収職員　税務署長又は国税の徴収に関する事務につきその委任を受けた職員をいう。

十二　強制換価手続　滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

十三　執行機関　滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。

（他の国税に関する法律との関係）

第三条　この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定があるものは、その定めるところによる。

（期間の計算及び期限の特例）

第四条　国税に関する法律に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百三十九条から第百四十三条まで（期間）に定めるところによる。

2　国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日をその期限とみなす。

（書類の送達）

第五条　国税の賦課、徴収、還付又は再調査若しくは審査に関する書類は、郵便による送達又は交付送達

により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、納税管理人があるときは、国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所又は居所に送達する。

2　交付送達は、税務署所属の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3　次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一　送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合　その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4　通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5　税務署長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第六条　税務署長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であり、又はこの法律の施行地にない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2　公示送達は、税務署長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその税務署の掲示場に掲示して行う。

3　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（納税管理人）

第七条　納税者は、納税地に住所及び居所を有しないときは、納税に関する事項を処理させるため、納税地に住所又は居所を有する者その他その納税につき便宜を有する者のうちから納税管理人を定めることができる。

2　納税者は、この法律の施行地に住所及び居所を有せず、又は有しないこととなるときは、前項の納税管理人を定めなければならない。

3　納税者は、前二項の規定により納税管理人を定めたときは、その納税地を所轄する税務署長に申告しなければならない。その納税管理人を変更したときも、また同様とする。

第二章　国税と他の債権との調整

第一節　一般的優先の原則

（国税優先の原則）

第八条　国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第九条　納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その手続により配当すべき金銭（以下この章において「換価代金」という。）につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十条　納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の内国消費税の優先）

第十一条　第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定により徴収する国税は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は販売に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

第二節　国税及び地方税の調整

（差押先着手による国税の優先）

第十二条　納税者の財産につき国税の滞納処分による差押をした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、他の国税、地方税に先だつて徴収する。

（交付要求先着手による国税の優先）

第十三条　納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

（担保を徴した国税の優先）

第十四条　国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

第三節　国税と被担保債権との調整

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条　納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一　法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税　その納税告知書を発した日（所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税で申告により確定したものについては、その申告があつた日とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものについては、その通知書を発した日とする。）

二　法定納期限前に第四十三条第三項（繰上徴収）の規定により告知がされた国税　その告知により指定された納期限

三　所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定により第二期において納付すべき所得税　第一期において納付すべき所得税の納期限（第一期において納付すべき所得税の額をこえる部分の所得税については、予定納税及び予定申告に係る更正

若しくは決定の通知書を発した日又は予定納税額修正申告書の提出があつた日）

四　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十五条第五項（申告書の提出期限前の決定）の規定による決定により確定した相続税　その納税告知書を発した日

五　再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するもののうち最初の納期後の納期において納付する再評価税　その再評価税の最初の納期限

六　第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）の規定により告知し、又は通知した金額の国税　これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七　相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）　その相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日

八　合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税（合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）　その合併のあつた日

九　第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税　第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）（第百六十条第四項（保証人からの徴収）において準用する場合を含む。）の納付通知書を発した日

2　前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その実権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。

一　公正証書

二　登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書

三　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十三条（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書

3　前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条（確定日附がある証書）の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。

4　第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため国税におくれる金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

第十六条　納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十七条　納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2　前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その設定の通知書を発した日又は予定納税額修正申告書の提出があつた日）

四　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十五条第五項（申告書の提出期限前の決定）の規定による決定により確定した相続税　その納税告知書を発した日

五　再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するもののうち最初の納期後の納期において納付する再評価税　その再評価税の最初の納期限

六　第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）の規定により告知し、又は通知した金額の国税　これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七　相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）　その相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日

八　合併により消滅した法人（以下「被合併法人」

の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十八条　前三条の規定に基き国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2　質権又は抵当権により担保される債権額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条　次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産保存の先取特権

二　不動産工事の先取特権

三　商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）又は国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十九条（船舶先取特権）の先取特権

四　国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

2　前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）

第二十条　次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産賃貸の先取特権

二　不動産売買の先取特権

三　借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条（土地所有者等の先取特権）、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第八条（賃貸人等の先取特権）又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）第七条（賃貸人等の先取特権）に規定する先取特権

四　登記をした一般の先取特権

2　前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第二十一条　留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとする。

2　前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権があ

ため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4　税務署長は、第一項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

5　税務署長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第二十四条　納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しても、その滞納処分による差押の効力は、失われない。

2　税務署長は、前項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

3　前項の通知に係る差押につき再調査の請求若しくは審査の請求又は訴の提起があつたときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第二十四条　納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しても、その旨を通知しなければならない。

3　前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第六項まで（第二次納税義務の通則）の規定を準用する。

4　譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5　第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6　第一項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

7　第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第二十五条　買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等に係る権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税その担保財産を一括して換価することができる。

2　前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　国税及び地方税等と私債権との競合の調整

（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）

第二十六条　強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下この条において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下この条において「私債権」という。）と競合する場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先だち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先だつとき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先だち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一　第九条（強制換価手続の費用の優先）又は第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十一条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）、第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合

の旨を通知しなければならない。

を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二　国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三　前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

四　第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第三章　納税義務

第一節　納税義務の承継

（相続による納税義務の承継）

第二十七条　相続があつた場合には、その相続人又は民法第九百五十一条（相続財産法人）の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付すべき国税（以下「被相続人の国税」という。）を納付しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2　前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同項の規定により被相続人の国税を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付しなければならない。

3　前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付すべき国税の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付すべき国税を納付する責に任ずる。

（相続人からの徴収の手続）

第二十八条　納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を税務署長に届け出なければならない。

2　税務署長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による承継）

第二十九条　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法人が納付すべき国税を納付しなければならない。

第二節　連帯納税義務

（連帯納税義務の通則）

第三十条　国税の連帯納付義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

（共有物等に係る連帯納税義務）

第三十一条　共有物、共同事業又はこれらにより生じた財産に係る国税は、その納税者が連帯納付の義務を負う。

第三節　第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第三十二条　税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

2　第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する場合を除き、その期限後二十日以内に納付催告書を発して督促しなければならない。

3　第四十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

4　第二次納税義務者の財産の換価は、第一項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5　第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき再調査の請求若しくは審査の請求をし、又は訴を提起したときは、その請求若しくは訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

6　この節の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）

第三十三条　合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第三十四条　法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第三十五条　滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項（同族会社

の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取得したものを除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二　その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2　前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3　第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第三十六条　滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者にあつては同号に規定する取得した財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下次条及び第三十八条（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）において「取得財産」という。）を含む。）、第二号に掲げる者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　所得税法第三条の二（実質課税の原則）若しくは第四十六条（営業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第七条の三（実質課税の原則）の規定により課された国税　その国税の賦課の基因となつた取益が法律上帰属するとみられる者（同族会社等の行為又は計算の否認）、法人税法第三十一条の三（同族会社等の行為又は計算の否認）又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）の規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第三十七条　次の各号に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつている場合において、その納税者がその供されている事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一　納税者が個人である場合　その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの

二　納税者がその事実のあつた時の現況において同族会社である場合　その判定の基礎となつた株主又は社員

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第三十八条　納税者がその親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下「親族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第三十九条　滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的でする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第四節　人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等の納税義務）

第四十条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第四十一条　法人が人格のない社団等に変更した場合（第二十九条（法人の合併による承継）の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等の納付すべき国税（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納付する義務を負う。

2　人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつているため、その者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

3　滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第三十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定の適用がある場合を除く。）において、当該社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章　納税の請求

第一節　納税の告知

（納税の告知）

第四十二条　国税を徴収しようとするときは、税務署長は、納税者（第二次納税義務者及び保証人を除く。以下この節において同じ。）に対し、政令で定めるところにより、その納付すべき金額、納期限及

び納付場所を指定して納税の告知をしなければならない。

（繰上徴収）

第四十三条　税務署長は、次の各号の一に該当するときは、既に納税義務の確定した国税でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一　納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。

二　納税者が限定承認をしたとき。

三　法人である納税者が解散したとき。

四　納税者が納税管理人を定めないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五　納税者が不正に国税の賦課若しくは徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2　前項に規定する既に納税義務の確定した国税とは、次に掲げるものとする。

一　納税の告知をした国税

二　申告又は更正若しくは決定の通知に係る所得税（予定納税額の通知に係る所得税を含む。）、法人税、相続税、贈与税及び再評価税

三　製造場から移出された内国消費税の課される物品（物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条（課税物件）に規定する第一種の物品を除く。）又は販売された当該第一種の物品に対する内国消費税

四　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第二条第一項（定義）に規定する入場料金に対する入場税

つき領収した入場料金に対する入場税

3　税務署長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者に告知しなければならない。この場合において、既に納税の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の内国消費税の徴収）

第四十四条　内国消費税の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、酒税法その他の内国消費税に関する法律の規定によりその移出（前条第二項第三号に規定する第一種の物品については、販売）があつたとみなされるときは、その売却代金のうちからその内国消費税を徴収することができる。

2　税務署長は、前項の規定により内国消費税を徴収するときは、あらかじめ執行機関及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3　前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その執行機関に対する通知は交付要求として、その納税者に対する通知は納税の告知としてそれぞれされたものとみなす。

第二節　督促

（督促）

第四十五条　国税（延滞加算税額を除く。）がその納期限までに完納されないときは、税務署長は、次に掲げる場合を除き、その納期限後二十日以内に督促状を発しなければならない。

一　第四十三条（繰上徴収）の規定により国税を徴収する場合

二　所得税法第六十九条第三項（脱税額の即時徴収）その他の国税に関する法律の規定により、偽りその他不正の行為により免かれ、若しくは免かれようとし、又は還付を受けた国税その他の国税を直ちに徴収する場合

2　前項の規定により督促する場合において、その督促に係る国税の利子税額があるときは、その利子税

額につき、あわせて督促しなければならない。

（延滞加算税額）

第四十六条　督促状を発した場合において、その発した日から起算して十日を経過した日までに国税が完納されないときは、その日の翌日からその国税を納付する日までの日数に応じ、その滞納税額（附帯税額を除く。以下この条において同じ。）百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞加算税額をその滞納税額の属する税目の国税として滞納税額に加算して徴収する。

2　前項の場合において、滞納税額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

3　第一項の延滞加算税額は、督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額をこえることができない。

4　第一項の規定は、延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額が千円未満であるときは適用せず、また、その滞納税額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその滞納税額とする。

5　第一項から前項までに又は次項の規定により計算した延滞加算税額の金額が三百円未満であるときは、徴収しない。

6　第一項の延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額（滞納税額の一部の納付があつたときは、その納付前における滞納税額の全額）が十万円未満であるときは、同項から第四項までの規定にかかわらず、その延滞加算税額は、同項から第四項の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

7　前項の簡易延滞加算税額表に掲げる金額は、第一項から第五項までの規定により計算した延滞加算税額の範囲内で定める。

8　第一項の延滞加算税額を徴収すべき場合において、滞納者の納付した国税が督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に達するまでは、その納付した国税は、まずその滞納税額に充てられたものとする。

9　第百五十五条（利子税額等の減免）の規定の適用があるときは、公示送達の方法により督促をしたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

やむを得ない理由があると認める場合には、第一項の延滞加算税額の全部又は一部を免除することができる。

第五章　滞納処分

第一節　財産の差押

第一款　通則

（差押の要件）

第四十七条　次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国税（延滞加算税額を含む。）を完納しないとき。

二　第四十五条第一項各号（督促状の発付を要しない場合）に掲げる場合において、納税者が納税の告知の期限までにその国税を完納しないとき。

2　国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその国税を滞納したことについて税務署長が

3　第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条　国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2　差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重）

第四十九条　徴収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

（第三者の権利の目的となつている財産の差押換）

第五十条　質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3　前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつているものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

4　税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の目的となつている財産の差押を解除しなければならない。ただし、第三十二条第四項又は第五項（第二次納税義務者の財産の換価の制限）その他の国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

5　第二項又は前項の差押は、第百四十九条第一項（徴収猶予の効果）その他の法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、することができる。

（相続があつた場合の差押）

第五十一条　徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

2　被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができる。

3　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

（果実に対する差押の効力）

第五十二条　差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

2　差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

（保険に付されている財産に対する差押の効力）

第五十三条　差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の二第一項第一号（火災共済協同組合の火災共済事業）に規定する共済その他法律の規定による共済その他これらの目的となつているものの目的となつているときは、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押をもつてこれらの者に対抗することができない。

2　徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

（差押調書）

第五十四条　徴収職員は、滞納者の財産を差し押えたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一　動産（第七十条（船舶又は航空機の差押）又は第七十一条（自動車又は建設機械の差押）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証券

二　債権（電話加入権、賃借権その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三　第七十三条（電話加入権等の差押）の規定の適用を受ける財産

（質権者等に対する差押の通知）

第五十五条　次の各号に掲げる財産を差し押えたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一　質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利の目的となつている財産　これらの権利を有する者

二　仮登記がある財産　仮登記の権利者
三　仮差押又は仮処分がされている財産　仮差押又は仮処分をした執行裁判所、執行吏又は強制管理人

第二款　動産又は有価証券の差押

（差押の手続及び効力発生時期等）

第五十六条　動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

2　前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3　徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（有価証券に係る債権の取立）

第五十七条　有価証券を差し押えたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2　徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（第三者が占有する動産等の差押手続）

第五十八条　滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2　前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。この場合において、その命令をした税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収職員に引き渡されたときは、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）

第五十九条　前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が、滞納者との契約による貸借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基きその命令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることにより占有の目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつている契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2　徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者の請求がある場合には、その第三者が前項前段の規定により契約を解除したときを除き、その動産の占有の基礎となつている契約の期間内（その期限がその動産を差し押えた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで）は、その第三者にその使用又は収益をさせなければならない。

3　前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が賃貸借契約に基きこれを占有している場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた時前にその後の期間分の借賃を支払つているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの（その金額が三月分に相当する金額をこえるときは、当該金額）の配当を請求することができる。この場合において、その請求があつた金額は、第八条（国税優先の原則）の規定にかかわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

4　前三項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒まなかつた同項に規定する第三者について準用する。

（差し押えた動産等の保管）

第六十条　徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

2　前項の規定により滞納者又は第三者に保管させたときは、第五十六条第二項（動産等の差押の効力発生時期）の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

（差し押えた動産の使用収益）

第六十一条　徴収職員は、滞納者に差し押えた動産の使用又は収益を許可することができる。

2　前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管させる場合について準用する。

第三款　債権の差押

（差押の手続及び効力発生時期）

第六十二条　債権の差押は、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2　徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3　第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4　税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

（差し押える債権の範囲）

第六十三条　徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条　抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権の設定者又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条　徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）の規定を準用する。

（継続的な収入に対する差押の効力）

第六十六条　給料、年金その他これらに類する債権で継続的に収入することができるものの差押の効力

は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

（差し押えた債権の取立）

第六十七条　徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2　徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3　徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4　第百五十七条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第四款　不動産等の差押

（不動産の差押の手続及び効力発生時期）

第六十八条　不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3　税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の効力が生ずる。

5　鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押の登録がされた時に生ずる。

（差押不動産の使用収益）

第六十九条　滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

2　前項の規定は、差し押えられた不動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。

（船舶又は航空機の差押）

第七十条　登記される船舶（以下「船舶」という。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（以下「航空機」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手続及び効力発生時期）の規定を準用する。

2　税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、発航の準備が終つた船舶又は航空機については、この限りでない。

3　税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。

4　前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5　税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しくは航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらに

つき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、航行を許可することができる。

（自動車又は建設機械の差押）

第七十一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（以下「自動車」という。）又は建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（以下「建設機械」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手続及び効力発生時期）の規定を準用する。

2　前条第三項及び第四項の規定は、自動車又は建設機械の差押について準用する。

3　税務署長は、自動車又は建設機械を差し押えた場合には、滞納者に対し、これらの引渡を命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。

4　第五十六条第一項（動産等の差押手続）、第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第五十九条（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車又は建設機械を占有させる場合について準用する。

5　徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車又は建設機械を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車又は建設機械が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行又は建設機械の使用を許可する場合を除き、これらの運行又は使用をさせないための適当な措置を講じなければならない。

6　徴収職員は、第三項又は前項の規定により占有し、又は保管させた自動車又は建設機械につき営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、その運行又は使用を許可することができる。

第五款　無体財産権等の差押

（特許権等の差押の手続及び効力発生時期）

第七十二条　前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）がない財産の差押は、滞納者の第三債務者等（以下「第三債務者等」という。）に対する差押書の送達（引渡命令にあつては、その送達後一週間を経過した時）により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3　税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記を要するものを差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第一項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

（電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期）

第七十三条　無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2　前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するものの差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4　第六十五条（債権証書の取上げ）及び第六十七条（差し押えた債権の取立）の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

（差し押えた持分の払戻の請求）

第七十四条　税務署長は、中小企業等協同組合法に基く企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社及び合資会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押えた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻（組合等による譲受が認められている持分については、譲受）を請求することができる。

一　その持分を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二　その持分の譲渡につき法律又は定款に制限があるため、譲渡することができないこと。

2　前項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定により、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間）前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。

第六款　差押禁止財産

第七十五条　次に掲げる財産は、差し押えることができない。

一　滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、台所用具、畳及び建具

二　滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

三　主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

四　主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

五　技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

六　実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

七　仏像、位牌（はい）その他礼拝又は祭祀（し）に直接供するため欠くことができない物

八　滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類

九　滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票

十　滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

十一　発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

十二　滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十三　建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

2　前項第一号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

（給与の差押禁止）

第七十六条　給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一　所得税法第三十八条（給与所得についての源泉徴収）、第四十条（年末調整）又は第四十一条第一項（非居住者等の所得の源泉徴収）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二　地方税法第四十一条第一項（個人の道府県民税の賦課徴収）又は第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第八条第六項各号に掲げるものをいう。）に相当する金額

四　滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものに、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で政令で定める金額

五　その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額

（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当するときは、当該金額）

2　給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3　賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4　退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一　所得税法第三十八条の二（退職所得についての源泉徴収）又は第四十一条第一項の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二　第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三　第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四　退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5　第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）

第七十七条　社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2　前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

四　恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

六　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

七　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

八　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

九　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

十一　地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例

（条件付差押禁止財産）

第七十八条　次に掲げる財産（第七十五条第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

一　農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二　漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三　職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

第七款　差押の解除

（差押の解除の要件）

第七十九条　徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。

一　納付、充当、賦課の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。

二　差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。

2　徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押を解除することができる。

一　差押に係る国税の一部の納付、充当、賦課の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく

超過すると認められるに至つたとき。

二　滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき。

（差押の解除の手続）

第八十条　差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

2　徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一　動産又は有価証券　その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

二　債権又は第三債務者等がある無体財産権等　滞納者への通知

3　税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

4　第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一　前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他国の責に帰すべき理由による場合　差押の時に存在した場所

二　その他の場合　差押を解除した時に存在する場所

5　第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車若しくは建設機械の差押を解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ）の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有した自動車若しくは建設機械があるときについて準用する。

（質権者等への差押解除の通知）

第八十一条　税務署長は、差押を解除した場合において、第五十五条各号（質権者等に対する差押の通知）に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない。

第二節　交付要求

（交付要求の手続）

第八十二条　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2　税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の制限）

第八十三条　税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないものとする。

（交付要求の解除）

第八十四条　税務署長は、納付、充当、賦課の取消そ

の他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

2　交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによつて行う。

3　第五十五条（質権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条　強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

一　その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二　滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

2　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

（参加差押の手続）

第八十六条　税務署長は、第四十七条（差押の要件）の規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

一　動産及び有価証券

二　不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械

三　電話加入権

2　税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押をした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4　第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、参加差押をした場合について準用する。

（参加差押の効力）

第八十七条　参加差押をした場合において、その参加差押に係る財産につきされていた滞納処分による差押が解除されたときは、その参加差押（二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先にされたもの）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼつて差押の効力を生ずる。

一　動産及び有価証券　参加差押書が滞納処分による差押をした行政機関等に交付された時

二　不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械　参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押の登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）

三　電話加入権　参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2　税務署長は、差し押えた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押を解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。

ならない。差し押えた自動車又は建設機械で第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有しているものについても、また同様とする。

5　参加差押をした税務署長は、その参加差押に係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、すみやかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押の制限、解除等）

第八十八条　第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押について準用する。

2　税務署長は、参加差押の登記をした財産の参加差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

3　税務署長は、電話加入権の参加差押を解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4　前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押に関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節　財産の換価

第一款　通則

（換価する財産の範囲）

第八十九条　差押財産（金銭、債権及び第五十七条）有価証券に係る債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。）により換価しなければならない。

2　差し押えた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立をしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立をすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

（換価の制限）

第九十条　果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

2　前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条　自動車又は建設機械の換価は、徴収職員が第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条　滞納者は、換価の目的となつた自己の財産を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条　税務署長は、差押財産を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。

第二款　公売

（公売）

第九十四条　税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2　公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

（公売公告）

第九十五条　税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

一　公売財産の名称、数量、性質及び所在

二　公売の方法

三　公売の日時及び場所

四　売却決定の日時及び場所

五　公売保証金を納付させるときは、その金額

六　買受代金の納付の期限

七　公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八　公売財産上に賃権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九　前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2　前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法をあわせて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条　税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知れている者に通知しなければならない。

一　公売財産につき交付要求をした者

二　公売財産上に賃権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

2　税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知れている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第百三十条第一項（債権現在額申立書の提出）に規定する債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

（公売の場所）

第九十七条　公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うものとする。ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条　税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条　税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

一　不動産、船舶及び航空機　公売の日から三日前の日

二　せり売の方法又は第百五条第一項（複数落札入札制）に規定する方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。）　公売の日の前日

三　その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの　公売の日の前日

2　税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3　第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4　税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容を公告しなければならない。

（公売保証金）

第百条　公売財産の入札又はせり売に係る買受の申込（以下「入札等」という。）をしようとする者は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第百十五条第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が五万円以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、その納付を要しないものとすることができる。

2　公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を納付しなければ、入札等をすることができない。

3　公売財産の買受人は、その納付した公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充てて、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

4　税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその納付した者に返還しなければならない。

一　第百四条（最高価申込者の決定）又は第百五条（複数落札入札制）による最高価申込者の決定により最高価申込者を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二　第百十四条（買受申込等の取消）の規定により最高価申込者又は買受人がその入札等又は買受を取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

三　第百十七条（国税の完納による売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

第百一条　入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。

2　入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

3　開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

（再度入札）

第百二条　税務署長は、入札の方法により差押財産を公売する場合において、入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。

（せり売）

第百三条　せり売の方法により差押財産を公売するときは、徴収職員は、その財産を指定して、買受の申込を催告しなければならない。

2　徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。

3　前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。

（最高価申込者の決定）

第百四条　徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない。

2　前項の場合において、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定める。

（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

第百五条　税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2　複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量については、入札がなかつたものとする。

3　税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうちに買受代金をその納付の期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内において、まず、前項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者となるべき順位の入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

（入札又はせり売の終了の告知等）

第百六条　徴収職員は、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

2　前項の場合において、公売した財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は無体財産権等（以下「不動産等」という。）であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者及び第九十六条第一項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知れている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

3　第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、前項の公告について準用する。

（再公売）

第百七条　税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次条第二項若しくは第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき

は、更に公売に付するものとする。

2　税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。

3　第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定による公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4　第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

（公売実施の適正化のための措置）

第百八条　税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

一　入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

二　公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

三　偽りの名義で買受申込をした者

四　正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

五　故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

六　前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

2　前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

3　前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4　税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

第三款　随意契約による売却

（随意契約による売却）

第百九条　次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

一　法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないと認められるとき。

二　取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

三　公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき。

2　第九十八条（見積価額の決定）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について準用する。この場合において、同号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

3　税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4　第九十六条（公売の通知）及び第百七条第三項（公売通知等の例外）の規定は、差押財産を随意契約により売却する場合について、第百六条第二項及び第三項（最高価申込者の通知等）の規定は、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と読み替えるものとする。

（国による買入れ）

第百十条　国は、前条第一項第三号の規定に該当する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買い入れることができる。

第四款　売却決定

（動産等の売却決定）

第百十一条　税務署長は、動産又は有価証券を換価に付するときは、公売をする日（随意契約により売却する場合には、その売却する日。以下「公売期日等」という。）において、最高価申込者（随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に対して売却決定を行う。

（動産等の売却決定の取消）

第百十二条　換価をした動産又は有価証券に係る売却決定の取消は、これをもつて買受人に対抗することができない。

2　前項の規定により買受人に対抗することができないことにより損害が生じた者がある場合には、その生じたことについてその者に故意又は過失があるときを除き、国は、その通常生ずべき損失の額を賠償する責に任ずる。この場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、その者に対する求償権の行使を妨げない。

（不動産等の売却決定）

第百十三条　税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

（買受申込等の取消）

第百十四条　換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、第百六十六条第三項ただし書（再調査の請求がされた場合の処分の停止）（第百六十七条第四項（審査の請求についての準用規定）において準用する場合を含む。）若しくは第百七十一条第三項本文（再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止）の規定又は行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第十条第二項（執行停止命令）の規定による命令により滞納処分の続行を停止したときは、その停止している間は、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受を取り消すことができる。

第五款　代金納付及び権利移転

（買受代金の納付の期限等）

第百十五条　換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする。

2　税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、十日をこえることができない。

3　買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。

4　税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

（買受代金の納付の効果）

第百十六条　買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2　徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

（国税の完納による売却決定の取消）

第百十七条　税務署長は、換価財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

（売却決定通知書の交付）

第百十八条　税務署長は、換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

（動産等の引渡）

第百十九条　税務署長は、換価した動産、有価証券又は自動車若しくは建設機械（徴収職員が占有したものに限る。）の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならない。

2　税務署長は、前項の場合において、その財産を滞納者又は第三者に保管させているときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法によりその財産の引渡をすることができる。この場合において、その引渡をした税務署長は、その旨を滞納者又は第三者に通知しなければならない。

（有価証券の裏書等）

第百二十条　税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

2　税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

（権利移転の登記の嘱託）

第百二十一条　税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他の法令に別段の定がある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

（債権等の権利移転の手続）

第百二十二条　税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項（電話加入権等の差押手続）に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。

2　前項の場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ）において準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。

（権利移転に伴う費用の負担）

第百二十三条　第百二十条第二項（有価証券の裏書等の代位）の規定による手続に関する費用及び第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定による嘱託に係る登記の登録税その他の費用は、買受人の負担とする。

（担保権の消滅又は引受）

第百二十四条　換価財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第二十三条第一項（仮登

記のある財産の差押の効力）の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るものは、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、また同様とする。

2　税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権（登記がされているものに限る。以下この条において同じ。）に関する負担を買受人に引き受けさせることができる。この場合において、その引受があつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。

一　差押に係る国税がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであるとき。

二　その質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六月以内に到来しないとき。

三　その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申出があつたとき。

（換価に伴い消滅する権利の登記の嘱託）

第百二十五条　税務署長は、第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

（担保責任）

第百二十六条　民法第五百六十八条（強制競売における担保責任）の規定は、差押財産の換価の場合について準用する。

（法定地上権等の設定）

第百二十七条　土地及びその上にある建物又は立木（以下この条において「建物等」という。）が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その換価によりこれらの所有者を異にするに至つたときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

2　前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替えるものとする。

3　前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

第四節　換価代金等の配当

（配当すべき金銭）

第百二十八条　税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一　差押財産の売却代金

二　有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭

三　差し押えた金銭

四　交付要求により交付を受けた金銭

（配当の原則）

第百二十九条　前条第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一　差押に係る国税

二　交付要求を受けた国税、地方税及び公課

三　差押財産に係る質権、抵当権、先取特権又は留置権により担保される債権

四　第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（第三者の損害賠償請求権等への配当）（これらの規定を第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権

2　前条第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押又は交付要求に係る国税に充てる。

3　前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者（担保の目的でされている仮登記の権利者を含む。以下第百三十一条（配当計算書）において同じ。）に交付する。

4　換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

5　第二項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税額を除く。以下この項において同じ。）及びその利子税額又は延滞加算税額に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

（債権額の確認方法）

第百三十条　前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。

一　登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権

二　登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知れているもの

三　前条第一項第四号に掲げる債権で知れているもの

（配当計算書）

第百三十一条　税務署長は、第百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一　債権現在額申立書を提出した者

二　前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三　滞納者

（換価代金等の交付期日）

第百三十二条　税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2　前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第百二十九条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

（配当計算書）

第百三十一条　税務署長は、第百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一　債権現在額申立書を提出した者

二　前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三　滞納者

（換価代金等の交付期日）

第百三十二条　税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2　前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第百二十九条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

の配当金額に関するものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとし、その合意がなかつたときは、その異議を参酌して配当計算書を更正して交付し、又は異議につき相当の理由がないと認めるときは、直ちに国税、地方税又は公課の金額を交付するものとする。

3　前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基く本登記が換価の時までにされている場合を除く。）における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（換価代金等の供託）

第百三十四条　換価代金等を配当すべき債権者が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならない。

（売却決定の取消に伴う措置）

第百三十五条　税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第百十二条第一項（動産等の売却決定の取消）の規定により、その取消をもつて買受人に対抗することができないときは、この限りでない。

一　徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

二　第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三　第百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託

2　前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

（換価代金等の交付）

第百三十三条　税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従つて換価代金等を交付するものとする。

2　換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

一　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の申出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

二　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

三　その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

第五節　滞納処分費

（滞納処分費の範囲）

第百三十六条　滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

第百三十七条　滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充当する。

（滞納処分費の納入の告知）

第百三十八条　国税が完納された場合において滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

第六節　雑則

第一款　滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

第百三十九条　滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2　滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第百四十条　滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款　財産の調査

（質問及び検査）

第百四十一条　徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。

一　滞納者

二　滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三　滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四　滞納者が株主又は出資者である法人

（捜索の権限及び方法）

第百四十二条　徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

2　徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

一　滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二　滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3　徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

（捜索の時間制限）

第百四十三条　捜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した捜索は、日没後まで継続することができる。

2　旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。

（捜索の立会人）

第百四十四条　徴収職員は、捜索をするときは、その捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものを立ち会わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村の吏員若しくは警察官を立ち会わせなければならない。

（出入禁止）

第百四十五条　徴収職員は、捜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一　滞納者

二　差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する捜索）の規定により捜索を受けた第三者

三　前二号に掲げる者の同居の親族

四　滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

（捜索調書の作成）

第百四十六条　徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成しなければならない。

2　徴収職員は、捜索調書を作成した場合には、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

3　前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

（身分証明書の呈示等）

第百四十七条　徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2　この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　納税の猶予及び担保

第一節　徴収猶予

（徴収猶予の要件等）

第百四十八条　税務署長は、納税者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その国税を金銭で一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

一　納税者がその財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。

二　納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三　納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四　納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五　前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

2　税務署長は、納税者につき、国税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき国税を金銭で一時に納付することができない理由があると認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3　税務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。第一項又は第二項の申請につき徴収の猶予を認めないときも、また同様とする。

（徴収猶予の効果）

第百四十九条　税務署長は、前条の規定により徴収の猶予した期間内は、その猶予に係る国税について新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2　税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3　税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうちに果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

4　前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を猶予に係る国税に充てることができる。

（徴収猶予の取消）

第百五十条　第百四十八条（徴収猶予）の規定により徴収の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一　第百四十八条第一項後段の規定により分割して納付することを認めた国税をその期限までに納付しないとき。

二　第百五十六条第三項（担保の変更等）の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する税務署長の求に応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る国税の全額を徴収することができないと認められるとき。

2　税務署長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第四十三条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3　税務署長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者に通知しなければならない。

4　第百六十六条第三項（再調査の請求に基く徴収猶予）（第百六十七条第四項（審査の請求に基く徴収猶予）において準用する場合を含む。）又は所得税法その他の国税に関する法律の規定による徴収の猶予については、前三項（再調査の請求又は審査の請求があつた場合における徴収の猶予については、第二項を除く。）の規定を準用する。

（換価の猶予の要件等）

第百五十一条　税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第百四十八条第一項（災害等による徴収の猶予）の規定に該当する場合を除く。）において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2　税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3　第百四十八条第一項後段、第三項及び第四項前段（徴収猶予の場合の分割納付等）並びに第百四十九条第三項及び第四項（果実等による徴収）の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第百五十二条　換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一　第百五十条第一項第一号又は第二号（徴収猶予の取消の理由）の規定に該当する事実があるとき。

二　前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三　第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実があるとき。

2　第百五十条第三項（徴収猶予の取消の通知）の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

第二節　滞納処分の停止

（滞納処分の停止の要件等）

第百五十三条　税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一　滞納処分を執行することができる財産がないとき。

二　滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）

第百五十四条　税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免

（利子税額等の減免）

第百五十五条　第百四十八条第一項第一号又は第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（災害等による徴収の猶予）又は第百五十三条第一項（滞納処分の停止の要件）の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした国税に係る利子税額又は延滞加算税額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第百五十条第一項（徴収猶予の取消）又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

2　第百四十八条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）（事業の廃止等による徴収の猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の規定により徴収又は換価を猶予した場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予した国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一　納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二　納税者の事業又は生活の状況によりその利子税額又は延滞加算税額の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3　第一項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第九条（徴収猶予）の規定により徴収を猶予した場合について準用する。

第四節　納税の猶予に伴う担保

（担保の徴取）

第百五十六条　税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲

げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　国債及び地方債

二　税務署長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三　土地

四　保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五　鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六　税務署長が確実と認める保証人の保証

2　税務署長は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3　税務署長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付を担保することができないと認めるとき、又は第百四十九条第二項（徴収猶予による差押の解除）若しくは第百五十一条第二項（換価の猶予による差押の解除）の規定により差押を解除したときは、納税者に対し増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4　前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（納付委託）

第百五十七条　第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた納税者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、徴収職員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2　徴収職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を納税者に交付しなければならない。

3　徴収職員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び納付の再委託をすることができる。

4　第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第五節　保全担保及び保全差押

（保全担保）

第百五十八条　納税者が内国消費税又は入場税を滞納した場合において、その後その者に課すべきこれらの国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるものの提供を命ずることができる。

2　前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該国税の額の三倍に相当する金額（その金額が前年におけるその提供を命ずる月に

対応する月分及びその後二月分の当該国税の金額に満たないときは、その額）を限度とする。

3　第百五十六条第三項及び第四項（増担保の提供等）の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4　税務署長は、第一項の規定により同項に規定する国税（酒税、入場税及びトランプ類税を除く。）の担保の提供を命じた場合において、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、その国税に関し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。

5　前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6　税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7　税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

（保全差押）

第百五十九条　納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいう。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2　税務署長は、前項の規定による差押をしようとするときは、あらかじめ、その所属する国税局長の承認を受けなければならない。

3　税務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

4　前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、税務署長は、その差押をすることができない。

5　税務署長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一　第一項の規定による差押を受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

二　第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る国税の納付すべき額が確定しないとき。

6　税務署長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その

差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

7　第一項の規定による差押又は第四項に規定する担保の提出があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る国税の納付すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとみなす。

8　第百五十六条第二項から第四項まで（担保の提供手続等）の規定は、第四項に規定する担保について準用する。

9　第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る国税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

10　第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、税務署長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

11　税務署長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る国税の納付すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

12　第一項に規定する国税の納付すべき額とした確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、国は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

第六節　担保の処分

（担保の処分）

第百六十条　税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた者がその猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第百五十条第一項（徴収猶予の取消）（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第百五十二条第一項（換価の猶予の取消）の規定により徴収する場合において、その国税について徴した担保があるときは、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき国税及びその処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2　前項の場合において、税務署長は、担保財産の処分により得た金銭を同項の国税及びその処分費に充てても

不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分を執行し、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

3　前二項の規定は、第百五十八条（保全担保）又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその国税に充てる。

4　第三十二条（第二次納税義務の通則）の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から国税を徴収する場合について準用する。

第七章　還付

（過誤納金の還付）

第百六十一条　税務署長、国税局長又は税関長（以下この章において「税務署長等」という。）は、過誤納に係る国税（以下「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

（過誤納金の充当）

第百六十二条　税務署長等は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた国税があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその国税に充当しなければならない。この場合においては、第百二十九条第五項（本税額の優先充当）の規定を準用する。

2　前項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

3　税務署長等は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

（国税の予納額の還付の特例）

第百六十三条　納税者は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一　納付すべき額が確定しているが、その納期が到来していない国税

二　最近において納付すべき額の確定が確実であると認められる国税

2　前項各号に掲げる国税として納付された国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

（還付加算金）

第百六十四条　税務署長等は、過誤納金（第百六十二条（過誤納金の充当）又は第百六十二条第一項（過誤納金の充当）の規定により還付し、又は充当するに場合には、その過誤納金が納付された日の翌日から税務署長等が還付のため支払決定をした日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、同日）までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一　税務署長等が過誤納金があることを納税者に通知した場合において、その通知書を発した日から知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。　その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二　過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。　その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は移付命令があつた日までの期間

三　過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。　その仮差押がされている期間

3　第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が千円未満であるときは、適用せず、また、その額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4　前三項の規定により計算した還付加算金の額が三百円未満であるときは、その還付加算金は、加算せず、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を還付加算金の額とする。

5　二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する国税に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求め

た金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6　適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基き過納となつたときは、その過納額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（国税に関する還付金の充当等）

第百六十五条　第百二十九条第五項（本税額の優先充当）並びに第百六十二条第二項及び第三項（過誤納金の充当及び通知）の規定は、所得税法第三十一条（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金の充当について準用する。

2　前条第二項第二号及び第三号（還付加算金の計算上の控除）の規定は、前項に規定する還付金でその還付につき加算する金額があるもののその加算する金額の計算について準用する。

第八章　再調査、審査及び訴訟

（再調査）

第百六十六条　国税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分に関して異議がある者は、その処分に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日。以下次条第一項において同じ。）から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その処分をした税務署長（その処分をした者が税務署長以外の職員であるときは、その職員の所属する税務署の税務署長）に対し、再調査の請求をすることができる。ただし、その処分に係る調査が国税庁若しくは国税局の職員によつてされた旨の記載がある書面により税務署長からその通知を受けた処分又は税務署以外の行政機関の職員によつてされたその処分に関しては、この限りでない。

2　国税庁長官又は税務署長は、通信、交通その他の状況によりやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、再調査の請求の期限を延長することができる。

3　再調査の請求は、その請求の目的となつた処分に係る国税の徴収若しくは滞納処分の続行を妨げず、又その処分の効力に影響を及ぼさない。ただし、税務署長は、相当の理由があると認めるときは、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

4　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後にされたとき、又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。　その請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき。　その請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき。　再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

（審査）

第百六十七条　前条第一項ただし書の規定に該当する者は、同項ただし書に規定する処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、国税庁長官、国税局長又は税関長に対し、審査の請求をすることができる。

2　前条第五項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）を受けた者でその決定に異議があるものは、同項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その通知をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合においては、その再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてされたものとみなす。

3　再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求があつたものとみなす。

一　税務署長が再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、再調査の請求をした者がこれに同意したとき。　その同意があつた日

二　税務署長に対し再調査の請求をした日から三月以内に前条第五項の規定による通知がされないとき（再調査の請求をした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。）。　その期間を経過した日

4　前条第二項から第四項までの規定は、審査の請求について準用する。

5　国税庁長官、国税局長又は税関長は、審査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。この場合において、第二項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてされたものとみなされるときは、第二号又は第三号に掲げる決定は、それぞれの請求について、しなければならない。

一　審査の請求が第一項又は第二項の期間経過後にされたとき、又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。　その請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき。　その請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき。　審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6　国税局長が前条第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号に掲げる決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第二項後段の規定によりあわせてされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7　国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合には、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8　前項の協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

（訴願法の不適用）

第百六十八条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

第百六十九条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第百六十七条第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、再調

長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5　第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

第百七十条　前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をするものとする。その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）

第百七十一条　滞納処分について次の各号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする再調査の請求（第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をすることができる期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から一月を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての第九十五条（公売公告）の公告（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六条（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、第百六十七条第一項（始審的審査の請求）の規定による審査の請求又は第百六十九条第一項第三号（訴の提起の特例）の規定による訴の提起について準用する。この場合において、前項中「第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をする」とあるのは、当該訴については、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項（出訴期間）の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があること

査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

一　再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき。

二　審査の請求があつた日から三月を経過したとき。

三　再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他正当な理由があるとき。

2　再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、審査の決定に係る通知を受けた日から三月（同項第一号の規定による訴の提起については、再調査の請求があつた日から九月）以内に提起しなければならない。

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5　第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

第百七十条　前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）

第百七十一条　滞納処分について次の各号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする再調査の請求（第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をすることができる期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までにしなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から一月を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての第九十五条（公売公告）の公告（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六条（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、第百六十七条第一項（始審的審査の請求）の規定による審査の請求又は第百六十九条第一項第三号（訴の提起の特例）の規定による訴の提起について準用する。この場合において、前項中「第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をする」とあるのは、当該訴については、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項（出訴期間）の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があること

を理由として滞納処分について再調査の請求（その決定に対する審査の請求を含む。）又は前項に規定する審査の請求があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、税務署長、国税局長又は税関長がこれらの請求につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百七十二条　第五十八条第二項（滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令）に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき再調査の請求又は審査の請求をしたときは、その請求の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産の売却決定等の取消の制限）

第百七十三条　第百七十一条第一項第三号（公売等に関する再調査の請求等の期限の特例）に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する再調査の請求又は審査の請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、税務署長、国税局長又は税関長は、その請求を棄却することができる。

一　その請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その請求に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による請求の棄却の決定には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、国に対する損害賠償の請求を妨げない。

第九章　雑則

（国税の消滅時効）

第百七十四条　国税の徴収を目的とする国の権利（以下この章において「国税の徴収権」という。）は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3　国税の徴収権の時効については、この章に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第百七十五条　国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一　納税に関する告知　その告知に指定された納付に関する期限までの期間

二　督促　督促状又は督促のため納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第四十七条第二項（繰上差押）の規定による差押がされた場合には、そのされた日）までの期間

三　交付要求　その交付要求がされている期間（第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2　前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。

3　国税の徴収権の時効は、徴収の猶予、換価の猶予

又は延納に係る国税につき、その猶予又は延納がされている期間内は、進行しない。

（還付金の消滅時効）

第百七十六条　国税の過誤納により生ずる国に対する請求権及び所得税法第三十一条（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金に係る国に対する請求権（以下第百八十条（国税に関する相殺）において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　第百七十四条第二項及び第三項（国税の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

（第三者の納付及びその代位）

第百七十七条　国税は、その納税者のために第三者が納付することができる。

2　国税の納付について正当な利益を有する第三者又は納税者の同意を得た第三者が納税者に代つてこれを納付した場合において、その国税につき第百五十六条（担保の徴取）又は相続税法第三十八条（延納の担保）の規定による担保として抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。

3　前項の場合において第三者が納税者の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消）

第百七十八条　民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消）の規定は、国税の徴収に関し準用する。

（供託）

第百七十九条　民法第四百九十四条（供託による免責）並びに第四百九十五条第一項及び第三項（供託の方法）の規定は、この法律の規定により債権者、納税者その他の者に金銭を交付すべき場合について準用する。

（国税に関する相殺）

第百八十条　国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものとについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第百八十一条　税務署長は、国税と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、国税の納付すべき額その他国税に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2　前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

（税務署長又は国税局長による徴収）

第百八十二条　国税の徴収は、納税者の納税地を所轄する税務署長が行う。ただし、滞納処分は、この法律の定めるところにより、その税務署所属の徴収職員に執行させることができる。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継を受けることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又はその財産が所在する地域を所轄する税務署長に対し、その差し押えた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長に対し、その財産の引継をすることができる。

4　前二項の規定により徴収の引継又は滞納処分の引継があつたときは、引継を受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

（税関長による徴収）

第百八十三条　保税地域からの引取に係る内国消費税の徴収は、前条第一項の規定にかかわらず、その引取の場所を所轄する税関長が行う。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2　前項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞納処分の引継をすることができる。

3　第一項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

4　前条第四項の規定は、前二項の規定により滞納処分の引継があつた場合について準用する。

（更生手続等が開始した場合の徴収の引継）

第百八十四条　株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる税務署長、国税局長又は税関長は、当該会社の本店（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継をすることができる。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に徴収の引継をすることができる。

2　第百八十二条第四項（徴収の引継）の規定は、前項の規定により徴収の引継があつた場合について準用する。

（国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定）

第百八十五条　第百八十二条第二項若しくは第三項（徴収の引継等）、第百八十三条第三項（滞納処分の引継）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継若しくは滞納処分の引継を受けた場合又は第百八十三条第一項若しくは第二項（税関長による徴収）若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収する場合におけるこの法律（第百五十九条第二項（保全差押の承認）、第七章（還付）及び第八章（再調査、審査及び訴訟）を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。

（政令への委任）

第百八十六条　この法律に定めるもののほか、督促状、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

第百八十七条　納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八十八条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百四十一条（質問及び検査）の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百四十一条の規定による帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百八十九条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条（施行日前の申告期限等の特例）、附則第九条第一項（施行日前の延滞加算税額の特例）、附則第十四条（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）並びに附則第十五条第一項及び第二項（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例）の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基く処分又は手続の効力）

第二条　この法律の施行前に改正前の国税徴収法（以下「旧法」という。）の規定又はこれに基き若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取、滞納処分の執行の停止又は申告、申請、証明、納付委託、再調査の請求若しくは審査の請求その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（施行日前の申告期限等の特例）

第三条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（書類の送達に関する経過措置）

第四条　第五条第四項及び第五項（書類の送達）の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第四条ノ十（公示送達）の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（国税と他の債権との調整等に関する経過措置）

第五条　第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）及び第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の

徴収）の規定は、内国消費税の課される物品がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

2　第十三条（交付要求先着手による国税の優先）、第十五条から第十七条まで（法定納期限等以前に設定された質権及び抵当権の優先）、第十九条から第二十一条まで（特定の先取特権及び留置権の優先）及び第二十六条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における国税と他の債権との調整については、なお従前の例による。

3　第二十二条から第二十五条まで（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収・国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整）の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

4　第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第六条　第二十七条（相続による納税義務の承継）の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2　第二十八条第四項（納税者の死亡後にした処分の効力）の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第七条　第三十二条第一項（第二次納税義務の告知等）、第三十五条から第三十九条まで（同族会社等の第二次納税義務）並びに第四十一条第二項及び第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定は、この法律の施行後に滞納となつた国税について適用し、この法律の施行前に滞納となつている国税に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（督促に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際に滞納となつている国税についての督促については、なお従前の例による。

（督促に関する経過措置）

第九条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九条第三項（延滞加算税額）の規定により徴収する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同条第三項及び第七項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

2　この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

（差押に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前に旧法第九条第一項（督促）の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において第四十七条第一項第二号（督促を要しない差押）に掲げる場合に該当するときは、同日）後であるときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなければ、差押をすることができない。

（旧法第九条第一項（督促）中「納期限後」とあるのは、「この法律の施行後」として、同条の規定を適用する。

（延滞加算税額に関する経過措置）

第九条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九条第三項（延滞加算税額）の規定により徴収する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同条第三項及び第七項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

2　この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

（差押に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前に旧法第九条第一項（督促）の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において第四十七条第一項第二号（督促を要しない差押）に掲げる場合に該当するときは、同日）後であるときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなければ、差押をすることができない。

2　第六十条第二項（差押動産等を保管させた場合の差押の効力）の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律の施行前にされた差押については、なお従前の例による。

（滞納処分の利害関係人への通知等に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前に旧法の規定に基き差押、公売公告又は滞納処分若しくは徴収の引継があつた場合において、第五十五条各号（差押の通知をする質権者等）又は第九十六条第一項各号（公売の通知をする利害関係人）に掲げる者のうち知れている者及び滞納者でその差押、公売又は当該引継に関しこれらの規定又は第百八十二条第四項（徴収の引継の通知）（第百八十三条第四項（税関長による徴収）又は第百八十四条第二項（更生手続等の開始した場合の徴収の引継）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は催告に相当する通知又は催告を受けていないものがあるときは、税務署長、国税局長又は税関長（以下「税務署長等」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、これらの規定による通知又は催告をしなければならない。

（換価及び配当に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前に旧法第二十四条（公売）の規定による公売に関し徴した加入保証金及び契約保証金があるときは、これらを第百条第一項（公売保証金）の規定により納付された公売保証金とみなす。

2　第百十三条から第百十五条まで（不動産等の売却決定・買受代金の納付期限等）、第百三十条から第百三十三条まで（債権額の確認方法・配当計算書・換価代金等の交付期日・換価代金等の交付）及び第百三十五条（売却決定の取消に伴う措置）の規定は、公売期日等がこの法律の施行後である場合について適用し、滞納処分による財産の公売又は売却の日がこの法律の施行前である場合におけるその公売若しくは売却又は配当に関する手続については、なお従前の例による。

3　第百二十七条（法定地上権等の設定）の規定は、この法律の施行後に換価に付する建物又は立木について適用する。

4　第百二十四条第一項後段（担保権の消滅）の規定は、担保の目的でされている仮登記により担保される債権については、この法律の施行後に納税者がした仮登記に係るものについて適用する。

（財産の調査に関する経過措置）

第十三条　第百四十六条第一項及び第二項（捜索調書の作成）の規定は、この法律の施行後に滞納処分のため捜索する場合について適用する。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第十四条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第七条第一項又は第二項（徴収猶予）の規定による徴収猶予の期限が到来する国税についてその納税者がその猶予を受けた国税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、税務署長等は、既にその者につき徴収を猶予した期間と通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2　前項の規定による徴収の猶予は、旧法第七条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例等）

第十五条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法第十二条ノ二（滞納処分の執行猶予）

の規定の適用を受ける者を除く。）が納税につき誠実な意思を有すると認められるときは、税務署長等は、その者の納付すべき国税につき滞換処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧法第八条後段（利子税額の免除）に規定する事由があるときは、その猶予した国税に係る利子税額及び延滞加算税額を免除することができる。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2　前項の規定による猶予は、旧法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行猶予とみなす。

3　この法律の施行前に旧法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、第百五十一条（換価の猶予）の規定による換価の猶予とみなす。

（還付金に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に過誤納金その他の国税に関する還付金に係る請求権につき第百六十四条第二項第二号又は第三号（差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間）に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

2　第百六十二条第二項（充当の効力）（第百六十五条第一項（国税に関する還付金の充当）において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充当をするに適することとなつた過誤納金その他の国税に関する還付金について適用する。

（第三者の取戻請求に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前にした申出は、第百六十六条第一項（始審の規定によつてした申出又は第百六十七条第一項（始審の請求）の規定によつてした再調査の請求又は第百七十一条（滞納処分に関する再調査の請求）の規定によつてした再調査の請求等の期限の特例に関する経過措置）

第十八条　第百七十一条（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）の規定は、この法律の施行前にした同条第一項各号に掲げる処分に相当する処分については、同項中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又はこの法律の施行の日から一月を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ二の規定により再調査の請求をすることができる日」として適用する。

（第三者の納付による代位に関する経過措置）

第十九条　第百七十七条第二項（第三者の納付による代位）の規定は、この法律の施行後に第三者が納付した国税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百四十八号（昭三四・四・二〇）

◎国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一章　国税に関する法律の一部改正（第一条―第二十六条）
第二章　その他の法令の一部改正（第二十七条―第九十五条）
附則

第一章　国税に関する法律の一部改正

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十五条の五第一項中本文及び「但し、」を削り、「二十日を経過した日までは、この限りでない。」を「二十日を経過した日後でなければ国税徴収法第四十五条の規定による督促をすることができない。」に改め、同条第二項中「国税徴収法第三章の規定により」を削り、「同法第二十四条の規定による公売」を「滞納処分による財産の換価」に改める。

第三十五条　削除

第四十三条第四項及び第五項を削る。

第四十八条第二項ただし書中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

第三項の再調査の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

第二項ただし書の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第四十九条第五項中「前条第四項」を「第七項及び第八項」を加える。

第五十一条第二項中「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を「前項ただし書の場合を除くほか」に改める。

第五十四条第六項を次のように改め、同条第二項ただし書を削る。

第二十五条の五第二項の規定は、予定納税額に係る利子税額について準用する。

第五十五条第四項中「第三十五条並びに」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十六条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十七条の二第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十九条第一項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十六条の三第一項中「当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額」を「その法人税額の二分の一に相当する金額以下の税額」に、「政府に提出したときは、」を「政府に提出し、かつ、当該法人税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、」に、「当該税額」を「当該徴収の猶予を申請した税額」に改め、

同条第三項を削る。

第二十六条の五第四項中「当該金額百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充当すべき金額に加算する。」を「当該金額に第四十二条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の六第三項中「前条第三項乃至第六項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の七第三項中「第二十六条の五第三項乃至第六項」を「第二十六条の五第三項及び第四項」に改める。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条　削除

第三十四条第三項中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第三十五条第四項中「前条第六項」の下に「及び第八項」を加える。

第三十七条第二項中「、行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第四十二条第四項を次のように改め、同条第五項及び第六項を削る。

4　国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、延納の許可を受けた者がその延納税額（第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収される税額及びこれらの税額に係る利子税額を含む。）を納期限までに完納しない場合について準用する。

第四十五条第三項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に対し再調査の請求をした日」に改める。

第四十七条第二項中「、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第五十一条第十項を削り、同条第十一項ただし書を削り、同項を同条第十項とする。

第五十二条第四項を削り、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（資産再評価法の一部改正）

第四条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「（受贈者等の責任）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第七十五条第二項中「、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の規定にかかわらず」を削る。

第七十七条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項ただし書を削り、同項を同条第六項とする。

第八十九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第五条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法（昭和二十四年法律第百四十七号）第七章（還付）」に改める。

第七章（還付）」に改める。

第二十八条第四項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。

第十三条第三項を削る。

第十四条第五項ただし書を削る。

第十五条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十二条」に、「指定納期日」を「当該納期日」に改める。

（通行税法の一部改正）

第八条　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二第四項及び第五項ただし書を削る。

（酒税法の一部改正）

第九条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

（担保の処分等）

第三十四条　第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて酒税の納付に充てることができる。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを酒税に充てる。

3　国税徴収法第十四条の規定は、第三十一条第二項の規定により保存された酒類について準用する。

第三十六条中「国税徴収法第四条ノ一」を「国税徴収法第四十三条」に改め、「（同条第四号に該当する場合を除く。）」を削る。

第四十条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（砂糖消費税法の一部改正）

第十条　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十条第一項及び第四項の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を納付しないときについて準用する。この場合においては、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを砂糖消費税に充てる。

第二十八条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十六条第一項から第八項まで」に改める。

第十二条第二項中「国税徴収法第三十一条ノ六」を「国税徴収法第百六十四条」に改め、同条第三項中「国税徴収法第三十一条ノ五」を「国税徴収法第百六十二条第一項前段」に改める。

第十三条第一項中「国税徴収法第三十一条ノ六」を「国税徴収法第百六十四条」に改める。

（物品税法の一部改正）

第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを揮発油税に充てる。

第二十二条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（地方道路税法の一部改正）

第十二条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十六条第一項から第八項まで」に改める。

第十二条第二項中「国税徴収法第三十一条ノ六」を「国税徴収法第百六十四条」に改め、同条第三項中「国税徴収法第三十一条ノ五」を「国税徴収法第百六十二条第一項前段」に改める。

第十三条第一項中「国税徴収法第三十一条ノ六」を「国税徴収法第百六十四条」に改める。

（物品税法の一部改正）

第十三条　物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条ノ二を次のように改める。

第十条ノ二　前条第三項ノ規定ニ依リ金銭ヲ担保トシテ提供シタル納税義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ担保トシテ提供シタル金銭ヲ以テ物品税ノ納付ニ充ツルコトヲ得

国税徴収法第百六十条第一項、第二項及第四項ノ規定ハ前条第三項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル場合ニ於テ納税義務者ガ同項ノ期限内ニ物品税ヲ納付セザルトキニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ其ノ担保ガ金銭ナルトキハ直ニ之ヲ物品税ニ充ツルモノトス

第十条ノ三を削る。

第十四条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（トランプ類税法の一部改正）

第十四条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3　トランプ類の製類造場に現存するトランプ類が国税滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

第三十条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをトランプ類税に充てる。

第三十一条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（入場税法の一改部正）

第十五条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十三条の規定による納期限（第八条第八項又は第二十五条第三項の規定に該当するときは、同法第四十二条（納税の告知）の規定により指定された納期限）までに入場税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを入場税に充てる。

第十八条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第五条第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをその内国消費税に充てる。

（登録税法の一部改正）

第十七条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二　滞納処分ニ係ル差押ノ解除及換価ニ因ル権利移転ニ伴フ差押其ノ他ノ登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録

第十九条ノ七中「国税徴収法第三十一条ノ三」を「国税徴収法第百六十七条」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二　滞納処分ニ依ル差押物件ノ保管証

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ三　前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アリタルトキハ其ノ過誤納額ニ相当スル印紙税ニ付テハ其ノ還付ノ請求ノ日ニ於テ納付アリタルモノト看做シテ国税徴収法第百六十四条ノ規定ヲ適用ス

（関税法の一部改正）

第十九条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改め、同条第二項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定による」及び「（破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による」を削り、「競売法（明治三十一年法律第十五号）の規定による競売」を「担保権の実行としての競売若しくは企業担保権の実行手続」に改め、同条第三項中「順位については、国税徴収法第二条第一項（徴収の順位）に規定する」を「順位は、それぞれ国税徴収法に規定する」に、「の順位による。」を「と同順位とする。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項の規定の適用を妨げない。

第十条第二項を次のように改める。

2　国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、関税の担保が提供された場合において、納税義務者が第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日までに関税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを関税に充てる。

第十条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前条第一項第四号」に、「国税徴収法第三十二条（財産をかくす等の罪）」を「国税徴収法第十章（罰則）」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第五項ただし書を削る。

第十三条の見出しを「（還付及び充当）」に改め、同条第一項中「支払決定をする日」を「支払決定をする

日又は第六項の規定により充当をする日」に改め、「（還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した後三十日以内に当該過誤納金の還付の請求をしない場合においては、当該通知をした日後三十日を経過した日から還付の請求があつた日までの期間を除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一　税関長が過誤納金があることを納税義務者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付の請求をしないとき。　その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二　過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。　その差押がされた日の翌日からその差押の取消若しくは移付命令があつた日までの期間

三　過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。　その仮差押がされている期間

第十三条に次の一項を加える。

6　税関長は、第一項の過誤納額を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきことととなつた関税があるときは、政令で定めるところにより、その還付すべき金額をその関税に充当する。

第十四条第二項中「納付の日」を「過誤納に係る関税の還付を請求することができる日」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二十　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十二条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

（特別とん税法の一部改正）

第二十一条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、第十条（国税徴収法の不適用）」を削る。

第八条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「国税徴収法」という。）第九条第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十六条第一項から第八項まで」に、「同条第三項から第十項まで」を「同条第一項から第八項まで」に改め、同条第三項中「国税徴収法の規定の適用がある」を「国税徴収の例による」に、「第三十一条ノ五」を「第百六十二条第一項前段」に改める。

第十条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

（財産税法の一部改正）

第二十三条　財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

第四十五条第二項中「（国税徴収法第四条ノ三第一項但書の規定により財産税を徴収される者を含む。以下同じ。）」を削る。

（国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四条　国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）

第二十五条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改め、同条第四項中「担保物件の」を削る。

第百二十二条第一項中「滞納処分の執行の猶予」を「滞納処分による財産の換価の猶予」に改め、同条第三項中「滞納処分の執行が猶予され」を「徴収の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされ」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十六条　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則中「収税官吏等」を「徴収職員等」に改める。

第二条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改め、同条第二項中「収税官吏」を「徴収職員」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その有体動産について滞納処分による差押がされているときは、この限りでない。

参加差押がされている場合において、その有体動産について滞納処分による差押をすべき場合において、その有体動産についての第五条に次の二項を加える。

3　前条の有体動産について滞納処分による差押後に滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部解除すべき場合において、その有体動産についての強制執行による差押前に滞納処分による参加差押がされているときは、その参加差押に係る滞納処分による差押の効力の発生は、この法律の適用については、強制執行による差押の時以前にさかのぼらないものとする。ただし、第一項ただし書の有体動産については、この限りでない。

4　第一項ただし書の有体動産について強制執行による差押後に滞納処分による参加差押がされているときは、強制執行による差押は、この法律の適用については、その参加差押に係る滞納処分による差押後にされたものとみなす。

第八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　国税徴収法第百五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む。）がされているとき。

第十条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中「国税徴収法第二条第二項」を「国税徴収法第十二条」に改める。

第十一条第一項中「第五条」の下に「第一項及び第二項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第一項本文の規定は、その有体動産で仮差押の執行がされているものについて滞納処分による参加差押がされているときは、この

限りでない。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第四項の規定は、前項の有体動産で仮差押の執行後に滞納処分による参加差押がされているものに関して準用する。

第十三条に次の一項を加える。

2　第五条第三項本文の規定は、前項の不動産に関して準用する。

第十四条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第十五条から第十七条まで及び第二十条中「第十三条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第三十二条中「差押」の下に「及び参加差押」を加える。

第二章　その他の法令の一部改正

（河川法の一部改正）

第二十七条　河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「国税滞納処分法」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」を「及地方税」に改める。

（砂防法の一部改正）

第二十八条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「国税ノ滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」を「及地方税」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第二十九条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「国税徴収ニ関スル規定」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第二十七条第二項を次のように改める。

前項ノ費用ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

（不動産登記法の一部改正）

第三十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ遅滞ナク嘱託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス但国税徴収法第二十三条第一項ニ規定スル仮登記ノ抹消ヲ嘱託スルトキハ同条第二項ノ通知ニ係ル書面ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

一　公売処分ニ因ル権利移転ノ登記

二　公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消

三　滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条　削除

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第三十一条　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「徴収ニ関スル例」を「滞納処分ノ例」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十二条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三

号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第二項第三号中「競売」の下に「（第七十七条ノ二ニ於テ準用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム）」を加える。

第四条第一項に次のただし書を加える。

但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的ト為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条ノ四第一項第一号中「又ハ強制管理開始ノ決定」を「若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分」に改める。

第二十八条中「申請」の下に「又ハ官庁若ハ公署ノ嘱託」を加える。

第六十八条第一項を次のように改める。

裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ競売ノ費用ヲ控除シ其ノ残額ハ国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）其ノ他ノ法律ニ規定スル租税及公課ノ優先権ニ関スル規定並ニ抵当権ノ順位ニ従ヒ之ヲ租税、公課及其ノ抵当権ニ依リ担保サルル債権ニ配当シ仍残余アルトキハ之ヲ鉄道財団ノ所有者ニ交付スベシ

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条ノ二　鉄道財団ニ係ル滞納処分ニ関シテハ第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項、第二項、第六十八条、第七十条、第七十一条第一項（第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項及第六十八条ニ係ル部分ニ限ル）、第七十三条、第七十四条、第七十六条及前条ノ規定ヲ準用ス

（水害予防組合法の一部改正）

第三十三条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項中「市町村ノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第三十四条　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内国税徴収ニ関スル規定ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ徴収ス」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於ケル徴収ノ順位ニ付テハ関税法第七条第三項ノ規定ヲ準用ス

（都市計画法の一部改正）

第三十五条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項中「（第四号ヲ除ク）」を「先ツ」を「国税及地方税ニ次ギ」に改める。

第十一条ノ三中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十一条ノ四を次のように改める。

第十一条ノ四　保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

（恩給法の一部改正）

第三十九条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例」を「普通恩給（増加恩給ト併給スルモノヲ除ク）及一時恩給ヲ受クルノ権利ニ付テハ滞納処分」に改める。

（アルコール専売法の一部改正）

第四十条　アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（船員保険法の一部改正）

第四十一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第一項中「（第三号ヲ除ク）」を削る。

第十三条中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第二十七条に次のただし書を加える。

但シ老齢年金ヲ受クル権利ニ付テハ滞納処分ニ依リ差押フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第四十二条　罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「、国税徴収法により徴収することのできる請求権」を削る。

（会計法の一部改正）

第四十三条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「事項」の下に「（前項に規定する事項を除く。）」を加え、同条に第一項として次のように加える。

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第四十四条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税につぐ」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二条第二項を削る。

（地方自治法の一部改正）

第四十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第五項中「都道府県にあつては国の徴収金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては国及び都道府県の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第四十六条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十一条の六」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十四条」に改める。

第三十七条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（徴収に関する通則）

第三十八条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十七条第二項を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第四十七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（郵便法の一部改正）

第四十八条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部改正）

第四十九条　農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）

第五十条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第五項中「市町村その他これに準ずるものの徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（行政代執行法の一部改正）

第五十一条　行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国税徴収法の例」を「国税滞納処分の例」に改め、同条第二項中「、事務費の前項の徴収金と同順位」を削る。

（たばこ専売法の一部改正）

第五十二条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（塩専売法の一部改正）

第五十三条　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（しょう脳専売法の一部改正）

第五十四条　しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第五十五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「市町村税」を「国税及び地方税」に改める。

第百二十七条第三項ただし書中「国税」の下に「及び地方税以外の当該地方公共団体の徴収金と同順位」を削る。

び地方税」を加える。

（旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正）

第五十六条　旧軍関係債権の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（漁業法の一部改正）

第五十七条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「先取特権」を「滞納処分による場合、先取特権」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第五十八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（港湾法の一部改正）

第五十九条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「国及び地方公共団体の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第六十条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二に次の一項を加える。

3　連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

（鉱業法の一部改正）

第六十一条　鉱業法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条の二第五項中「国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改め、同条第六項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五条及び第六条」に改める。

第四十七条ただし書を削る。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第六十五条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように

改正する。

第二十三条中「国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第二十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五条及び第六条」に改める。

（道路法の一部改正）

第六十六条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「先取特権は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（農地法の一部改正）

第六十七条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改める。

第四十三条第六項中「第四条ノ一（繰上徴収）、第四条ノ九（書類の送達）、第四条ノ十（公示送達）及び第九条第四項から第十項まで」を「第五条（書類の送達）、第四十三条（繰上徴収）及び第四十六条第二項から第九項まで」に改め、同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（臨時石炭鉱害復旧法の一部改正）

第六十八条　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「市町村の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正）

第六十九条　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七十条　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十一条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第七十一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2　前項において準用する国家公務員共済組合法第二十八条第一項の規定は、退職給付を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）によ

り差し押える場合には、適用しない。

第三十二条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十三条 掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第三十四条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七十二条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、老齢年金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第八十六条第五項第二号中「（第一号ハを除く。）」を削る。

第八十八条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第九十二条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第七十三条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第百十条第五項中「先取特権は、施行者が建設大臣である場合にあつては国税及び地方税に次ぐものとし、施行者が都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長である場合にあつては地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県又は市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第七十四条 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

3 退職給付又は休業手当金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

（けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正）

第七十五条 けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十条 負担金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二条第二項を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第七十六条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（愛知用水公団法の一部改正）

第七十七条 愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第七十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第七十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「国税徴収の例」を「国税滞納処分の例」に、同条第二項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第八十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「、同条第三項中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第八十一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「供する場合」の下に「及び退職年金、減額退職年金、退職一時金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第八十二条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（森林開発公団法の一部改正）

第八十三条 森林開発公団法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（海岸法の一部改正）

第八十二条 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第八十三条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「供する場合」の下に「及び退職年金、減額退職年金、退職一時金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第八十四条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のよう

に改正する。

第七条第三項中「、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権」を削る。

第八十五条　特定多目的ダム法の一部改正）

（特定多目的ダム法の一部改正）

第三十五条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第八十六条　引揚者給付金等支給法の一部改正）

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第二十条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例」を「引揚者給付金を受ける権利及び第五条に規定する国債については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）」に改める。

第八十七条　地すべり等防止法の一部改正）

（地すべり等防止法の一部改正）

第三十八条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第八十八条　国会議員互助年金法の一部改正）

（国会議員互助年金法の一部改正）

第七十条）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例」を「普通退職年金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）」に改める。

第八十九条　農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項を削る。

第三十三条に次の一項を加える。

3　退職給付を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第五十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第六十条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第六十条　掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第六十一条第三項中本文及び「ただし、」を削り、「民法第百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第九十条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「供する場合」の下に「及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部改正）

第九十二条　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第九十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第百十条第二項中本文及び「ただし、」を削る。

（国民年金法の一部改正）

第九十四条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百二条第三項中本文及び「ただし、」を削る。

（物価統制令の一部改正）

第九十五条　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「納付金ハ国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得」を「納付金ニ付テハ国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）ヲ準用ス」に改め、同条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

2　改正後の法人税法第二十六条の三（徴収猶予）及び第二十六条の五から第二十六条の七まで（所得税額等の還付）の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

3　改正後の相続税法第四十条第二項（延納の取消）の規定は、この法律の施行後に延納の許可を受けた者について適用する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

4　改正後の印紙税法第六条ノ三（過誤納金に係る還付加算金の計算）の規定は、この法律の施行後に生ずる過誤納金について適用し、この法律の施行前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

5　この法律の施行前に関税又はその滞納処分費に係る過誤納金の返還請求権につき改正後の関税法第十三条第二項第二号又は第三号（差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間）に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

（国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

6　旧国税の延滞金等の特例に関する法律の規定により計算した、又は計算すべきであつて延滞金及び加算税並びに還付加算金については、なお従前の例による。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7　第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の

例による。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業大臣臨時代理・運輸・郵政・労働・建設大臣署名）

法律第百四十九号（昭三四・四・二〇）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第二十二条）」を次のように改める。

［第一章　総則（第一条―第八条の五）
第一節　通則（第一条―第九条の三）
第二節　納税義務の承継（第十条・第十条の二）
第三節　連帯納税義務（第十一条―第十一条の八）
第四節　第二次納税義務（第十二条・第十二条の二）
第五節　人格のない社団等の納税義務（第十三条―第十三条の三）
第六節　納税の告知等（第十四条―第十四条の二）
第七節　地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整（第十五条―第十五条の九）
第八節　納税の猶予（第十六条―第十六条の五）
第九節　納税の猶予に伴う担保等（第十七条―第十七条の四）
第十節　還付（第十八条―第十八条の三）
第十一節　消滅時効（第十九条―第十九条の十一）
第十二節　雑則（第二十条―第二十条の十一）
第十三節　罰則（第二十一条・第二十二条）］

第一条の前に次の節名を加える。

第一節　通則

第一条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。）」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

第二節　納税義務の承継

第九条を次のように改める。

（相続による納税義務の承継）

第九条　相続（包括遺贈を含む。以下本章において同じ。）があつた場合には、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章において同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条の法人は、被相続人（包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という。）を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2　前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、被相続人の地方団体の徴収金を民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

3　前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

4　前三項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第十条から第二十二条までを削り、第九条の次に次の二条及び十一節を加える。

（相続人からの徴収の手続）

第九条の二　納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2　地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　被相続人の地方団体の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の地方団体の徴収金につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による納税義務の承継）

第九条の三　法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人（以下本条において「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならない。

2　前項の規定により承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第三節　連帯納税義務

（連帯納税義務）

第十条　地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。

第十条の二　共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

2　共有物、共同使用物、共同事業又は共同行為に係る納入金は、特別徴収義務者である共有者、共同使用者、共同事業者又は共同行為者が連帯して納入する義務を負う。

3　事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの（以下本項において「親族等」という。）が事実上当該事業を経営していると認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該経営者と当該親族等とは、共同事

業者とみなす。

第四節　第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第十一条　地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次条から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項若しくは第三項の規定により第二次納税義務を有する者（以下「第二次納税義務者」という。）から徴収しようとするときは、その者に対し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならない。

2　第二次納税義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を発して督促しなければならない。

3　第二次納税義務者の財産の換価は、第二項の納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付した後でなければ、することができない。

4　第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき異議の申立をし、又は出訴したときは、その異議の申立又は訴の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

5　次条から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者又は特別徴収義務者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）

第十一条の二　合名会社又は合資会社が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第十一条の三　法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第十一条の四　滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項に規定する会社に該当する会社（以下本章において「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その者の有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限（この法律又はこれに基く条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税の当該期限をいう。以下本章において同じ。）の一年前までに取得したものを除く。）の価額を限度として、当該会社は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一　当該株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二　当該株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2　前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3　第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第十一条の五　滞納者の次の各号に掲げる地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者は同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産（以下次条及び第十一条の七において「取得財産」という。）を含む。）を限度として、第二号に掲げる者はその受けた利益の額を限度として、それぞれその滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一　市町村民税の所得割で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三条の二若しくは第四十六条の規定により課された所得税の課税に基いて課された道府県民税の所得割（これとあわせて課する道府県民税の所得割を含む。）に係る地方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で法人税法第七条の三の規定により課された法人税の課税に基いて課されたものに係る地方団体の徴収金又はこの法律第七十二条の二の規定により課された事業税に係る地方団体の徴収金　その所得税、法人税又は事業税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二　所得税法第六十七条の規定による計算がなされた所得に基いて課された市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金（これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。）若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十一条の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二条の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金　これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第十一条の六　次の各号に掲げる者が納税者又は特別徴収義務者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者又は特別徴収義務者の所得となつている場合において、その納税者又は特別徴収義務者がその供されている事業に係る地方団体の徴収金を滞納

し、その地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一　納税者又は特別徴収義務者が個人である場合　その者と生計を一にする配偶者その他の親族で納税者又は特別徴収義務者の経営する事業から所得を受けているもの

二　納税者又は特別徴収義務者がその事実があつた時の現況において同族会社である場合　その判定の基礎となつた株主又は社員

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第十一条の七　納税者又は特別徴収義務者がその親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下次条において「親族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者の当該事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第十一条の八　滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行つた、政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的でする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益の限度（これらの者がその処分の時に当該滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第五節　人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等に対する本章の規定の適用）

第十二条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下本章において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本章中法人に関する規定をこれに適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第十二条の二　法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第九条の三の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金）を納付し、又は納入する義務を負う。

2　人格のない社団等が地方団体の徴収金を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつているため、当該第三者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その財産につき第三者が善意で対価を払つて権利を取得したときは、この限りでない。

3　滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第十一条の三の規定の適用がある場合を除く。）において、当該人格のない社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第六節　納税の告知等

（納税の告知）

第十三条　地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

（繰上徴収）

第十三条の二　地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、すでに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一　納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。

二　納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

三　法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

四　納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき。

五　納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2　前項に規定するすでに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

一　納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金

二　申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告納付に係る地方税

三　特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。）

四　課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税

3　地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の木材引取税等の徴収）

第十三条の三　地方団体の長は、その引取に対し木材

引取税又は軽油引取税が課される素材又は軽油が、強制換価手続により換価された場合においては、当該素材又は軽油の売却代金のうちから当該木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

2　地方団体の長は、前項の規定により木材引取税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関（滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下本章において「行政機関等」という。）、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。以下同じ。）及び特別徴収義務者又は納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3　第一項の換価がされたときは、執行機関に対する前項の通知は交付要求として、特別徴収義務者又は納税者に対する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれされたものとみなす。

4　前三項の規定は、特別徴収の方法によつて徴収する第四条第三項の規定によつて課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）又は市町村法定外普通税のうちその課税客体が物件の引取等木材引取税又は軽油引取税の課税客体に類するもので自治庁長官が指定するものについて準用する。

第七節　地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整

（地方税優先の原則）

第十四条　地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定がある場合を除き、すべての公課（滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費（以下本章において「国税」という。）を除く。以下本章において同じ。）その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第十四条の二　納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金の交付要求をしたときは、その地方団体の徴収金は、その手続により配当すべき金銭（以下本章において「換価代金」という。）につき、当該強制換価手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十四条の三　納税者又は特別徴収義務者の財産につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押をした場合において、他の地方団体の徴収金又は国税の交付要求があつたときは、当該差押に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該交付要求に係る地方団体の徴収金に次いで徴収する。

（差押先着手による地方税の優先）

第十四条の六　納税者又は特別徴収義務者の財産につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押をした場合において、他の地方団体の徴収金又は国税の交付要求があつたときは、当該差押に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該交付要求に係る地方団体の徴収金に次いで徴収する。

第十四条の八から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の木材引取税等の優先）

第十四条の四　第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた引取等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

（地方団体の徴収金のうちの優先順位）

第十四条の五　地方税の督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費は、地方税に先だつて徴収する。

（差押先着手による地方税の優先）

第十四条の六　納税者又は特別徴収義務者の財産につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押をした場合において、他の地方団体の徴収金又は国税の交付要求があつたときは、当該差押に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該交付要求に係る地方団体の徴収金に次いで徴収する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産につき他の地方団体の徴収金又は国税の滞納処分による差押があつた場合において、地方団体の徴収金の交付要求をしたときは、当該交付要求に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該差押に係る地方団体の徴収金又は国税（第十四条の二の規定の適用を受ける費用を除く。）に次いで徴収する。

（交付要求先着手による地方税の優先）

第十四条の七　納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金及び国税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に次いで徴収する。

（担保を徴した地方税の優先）

第十四条の八　地方団体の徴収金につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金は、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金及び国税に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十四条の九　納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が地方団体の徴収金の法定納期限等（次の各号に掲げる地方税については、それぞれ当該各号に掲げる日とし、その他の地方税に係る当該各号に掲げる日前に質権の設定がされたときは、その質権により担保される地方団体の徴収金については、法定納期限等以前に設定された質権の優先）以前に設定された質権により担保される地方団体の徴収金については、法定納期限等以前に設定された質権の優先）以下本章において同じ。）までに納付又は納入すべき税額が確定したものに限る。）その質権に次いで徴収する。

一　法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税　その納付又は納入の告知書を発した日（申告により税額が確定したものについては、その申告があつた日）

二　法定納期限前に繰上徴収に係る告知がされた地方税　その告知により指定された納期限

三　随時に課する地方税　その納付の告知書を発した日

四　第十四条の十八第二項又は第十六条の四第二項の規定により告知し、又は通知した金額の地方税　これらの規定による告知書又は通知書を発した日

五　相続人の固有の財産から徴収する被相続人の地方税及び相続財産から徴収する相続人の固有の地方税（相続があつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。）　その相続があつた日

六　被合併法人に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の地方税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の地方税（合併のあつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。）　その合併のあつた日

七　第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき地方税　第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の納付又は納入の通知書を発した日

2　次の各号に掲げる地方税について前項、次条、第十四条の十四第一項、第十四条の十六第一項、第十四条の十七第一項、第十四条の十八第七項及び第十

四条の二十第二号の規定を適用する場合は、当該地方税に係る法定納期限等は、それぞれ当該各号に掲げる日とし、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に掲げる日とする。

一　法人税の課税に基いて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割（これらとあわせて課する均等割を含む。）　当該法人税の国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第十五条第一項に規定する法定納期限等

二　所得税又は法人税の課税標準を基準として課する事業税　当該所得税又は法人税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

三　個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。以下本号において同じ。）

イ　所得税の課税に基いて課する普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（これとあわせて課する均等割を含む。）　当該所得税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

ロ　特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税　第三百二十一条の四第二項に規定する通知の期限（当該期限後にされた通知に係る特別徴収税額については、当該通知があつた日）

3　第二項の規定は、登記（登録を含む。以下本章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その設定の事実を証明して、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。

一　公正証書

二　登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書

三　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十三条の規定により内容証明を受けた証書

4　前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条の規定により確定日附があるものとされたものとみなす。

5　第一項の質権を有する者は、第三項の証明をしなかつたため地方団体の徴収金における金額の範囲内においては、第一項の規定により地方団体の徴収金に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

第十四条の十　納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十四条の十一　納税者又は特別徴収義務者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2　前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十四条の十二　前三条の規定に基き地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2　質権又は抵当権により担保される債権額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十四条の十三　次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産保存の先取特権

二　不動産工事の先取特権

三　商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条若しくは第八百四十二条の先取特権又は国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十九条の先取特権

四　地方団体の徴収金に優先する債権のため又は地方団体の徴収金のために動産を保存した者の先取特権

2　前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）

第十四条の十四　次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にある場合において、その地方団体の徴収金は、法定納期限等以前からあるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一　不動産賃貸の先取特権　その賃貸に係る不動産の賃料又はこれらに優先する順位の動産に関する特別先取特権（前条第一項第三号及び第四号に掲げる先取特権を除く。）

二　不動産売買の先取特権　その売買に係る不動産

三　借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第八条又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）第七条に規定する先取特権

四　登記をした一般の先取特権

2　前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第十四条の十五　留置権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとする。

2　前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収）

第十四条の十六　納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収金に充てるべき十分な財産がない場合

において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分をしてもなおその地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、その地方団体の徴収金は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続においてその質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2　前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一　前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二　前号の財産を納税者又は特別徴収義務者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の地方団体の徴収金の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3　地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4　地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

5　地方団体の長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の地方団体の徴収金について、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

（担保の目的でされた仮登記と地方税）

第十四条の十七　納税者又は特別徴収義務者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基く権利移転の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。以下本章において同じ。）その他これに類する担保の目的でされている仮登記（質権、抵当権又は先取特権についてされたもの及び地方団体の徴収金の法定納期限等以前にされているものを除く。）がある財産を差し押えた場合には、その処分後にその仮登記に基く本登記（本登録を含む。）がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は失われない。

2　地方団体の長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければならない。

3　前項の通知に係る差押につき異議の申立又は出訴があつたときは、その財産の換価をすることができない。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第十四条の十八　納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつているもの（以下本章において「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を徴収することができる。

2　地方団体の長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下本条において「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した文書により告知しなければならない。この場合においては、納税者又は特別徴収義務者に対し、その旨を通知しなければならない。

3　前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴税吏員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分をすることができる。

4　第十一条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。

5　譲渡担保財産を第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、第三項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、地方団体の長は、遅滞なく第二項の告知及び通知をしなければならない。

6　第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者又は特別徴収義務者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

7　第一項の規定は、地方団体の徴収金の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実を、その財産の売却決定の前日までに証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

8　第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、この法律中滞納処分に関する罪及び滞納処分に関する検査拒否等の罪に関する規定の適用については、納税者又は特別徴収義務者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第十四条の十九　買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下本条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産のその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定による差押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2　前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方税及び国税等と私債権との競合の調整）

第十四条の二十　強制換価手続において地方団体の徴収金が国税、他の地方団体の徴収金又は公課（以下本条において「国税等」という。）及びその他の債権（以下本条において「私債権」という。）と競合する場合において、本節又は国税徴収法その他の法律の規定により、地方団体の徴収金が国税等に先だち、私債権がその国税等におくれ、かつ、当該地方団体の徴収金に先だつとき、又は地方団体の徴収金が国税等におくれ、私債権がその国税等に先だち、かつ、当該地方団体の徴収金におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一　第十四条の二若しくは第十四条の三に規定する費用若しくは滞納処分費、第十四条の四に規定する地方団体の徴収金（国税徴収法第十一条に規定する国税を含む。）、第十四条の十五の規定の適用を受ける債権、この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第五十九条第三項若しくは第四項（同法第七十一条第四項において準用

る場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十四条の十三の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二　地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（国税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次に本節又は国税徴収法その他の法律の規定を適用して地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三　前号の規定により定めた地方団体の徴収金及び国税等に充てるべき金額の総額を第十四条若しくは第十四条の六から第十四条の八までの規定又は国税徴収法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次地方団体の徴収金及び国税等に充てる。

四　第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第八節　納税の猶予

（徴収猶予の要件等）

第十五条　地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

一　納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。

二　納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

三　納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四　納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五　前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

2　地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3　地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4　地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないときも、また同様とする。

（徴収猶予の効果）

第十五条の二　地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2　地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3　地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産のうちに果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する無体財産権等をいう。以下第十六条の四第十項において同じ。）があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する第三債務者等をいう。以下第十六条の四第十項において同じ。）から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4　前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分をし、その換価代金等（国税徴収法第百二十九条第一項に規定する換価代金等をいう。以下同じ。）を猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予）

第十五条の三　地方団体の長は、第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の規定によつて道府県民税若しくは市町村民税の法人税割を納付しなければならない法人又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定によつて事業税を納付しなければならない法人が、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額の二分の一に相当する金額以下の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額について、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は事業税に係る第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

2　前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの（以下「外国法人」という。）にあつては、この法律の施行地における資

産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。）の氏名、徴収の猶予を受けようとする道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額並びに徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

（徴収猶予の取消）

第十五条の四　第十五条又は前条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一　第十五条第一項後段の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。

二　第十六条第三項の規定により担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方団体の長の求に応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

2　第十五条の四第三項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七　地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一　滞納処分をすることができる財産がないとき。

二　滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2　地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

ある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

2　地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3　地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（換価の猶予の要件等）

第十五条の五　地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一　その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2　地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3　第十五条第一項後段、第三項及び第四項前段並びに第十五条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第十五条の六　換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一　第十五条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する事実があるとき。

二　前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三　第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

四　第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるときは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）又は第十五条の七第一項の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2　第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合において納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一　納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体の徴収金につき滞納処分の執行を停止したとき。

4　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）

第十五条の八　地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2　地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

（延滞金額及び延滞加算金額の免除）

第十五条の九　第十五条第一項第一号、第二号若しく

体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二　納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額又は延滞加算金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

第九節　納税の猶予に伴う担保等

（担保の徴取）

第十六条　地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　国債及び地方債

二　地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三　土地

四　保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五　鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六　地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2　前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3　地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4　前三項に定めるもののほか、担保の提供に必要な事項は、政令で定める。

（納付又は納入の委託）

第十六条の二　第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2　徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3　徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び納付又は納入の再委託をすることができる。

4　第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により前条第一項各号に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

（保全担保）

第十六条の三　次の各号に掲げる地方税の特別徴収義務者（第一号から第五号までに掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ。）がこれらの地方税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第十六条第一項各号に掲げるものの提供を命ずることができる。

一　娯楽施設利用税

二　遊興飲食税

三　電気ガス税

四　木材引取税

五　軽油引取税

六　入湯税

七　特別徴収の方法によつて徴収する道府県法定外普通税

2　前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金の額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額）を限度とする。

3　第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4　地方団体の長は、第一項の規定により同項に規定する地方団体の徴収金の担保の提供を命じた場合において、特別徴収義務者がその指定された期限までにその命ぜられた担保の提供をしないときは、その地方団体の徴収金に関し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを文書で特別徴収義務者に通知することができる。

5　前項の通知があつたときは、その通知を受けた特別徴収義務者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、地方団体の長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6　地方団体の長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合において、第一項の命令に係る地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7　地方団体の長は、担保の提供等があつた特別徴収義務者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

（保全差押）

第十六条の四　地方団体の徴収金につき納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免かれ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基き、この法律で準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若し

くは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定（納付若しくは納入の告知、申告、更正又は決定による確定をいう。以下本条において同じ。）後においては当該地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分をすることを要すると認める金額（以下本条において「保全差押金額」という。）を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2　地方団体の長は、前項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納付又は納入の義務があると認められる者に文書で通知しなければならない。

3　前項の通知をした場合において、その納付又は納入の義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、地方団体の長は、その差押をすることができない。

4　地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一　第一項の規定による差押を受けた者が、前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

二　第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額が確定しないとき。

5　地方団体の長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められるときは、その差押を解除することができる。

6　第一項の規定による差押又は第三項に規定する担保の提供に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その地方団体の徴収金を徴収するためにされたものとみなす。

7　第十六条第二項から第四項までの規定は、第三項に規定する担保について準用する。

8　第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

9　第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、地方団体の長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求をすることを明らかにしなければならない。

10　地方団体の長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債券又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

11　第一項に規定する地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、地方団体は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

（担保の処分）

第十六条の五　第十五条又は第十五条の五の規定による徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予を受けた者がその猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予の期限までに納付若しくは納入をせず、又は地方団体の長が第十五条の四第一項若しくは第十五条の六第一項の規定によりその猶予に係る地方団体の徴収金を徴収する場合において、その地方団体の徴収金について徴した担保があるときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは、納入させる。

2　前項の場合において、地方団体の長は、担保財産の処分の代金が同項の地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分をし、また、保証人がその納付し、又は納入すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分をし、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をする。

3　前二項の規定は、第十六条の三又は前条第三項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る地方団体の徴収金を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその地方団体の徴収金に充てる。

4　第十一条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から地方団体の徴収金を徴収する場合について準用する。

第十節　還付

（過誤納金の還付）

第十七条　地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

（過誤納金の充当）

第十七条の二　地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべき額が確定しているこの徴収金があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2　道府県が第四十八条第三項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3　前二項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

4　地方団体の長は、第二項又は第二項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（地方税の予納額の還付の特例）

第十七条の三　納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一　納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金

二　最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

2　前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

（還付加算金）

第十七条の四　地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により還付し、又は充当する場合には、その過誤納金が納付され、又は納入された日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をすることとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一　地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二　過誤納金の返還請求権につき、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は同項の命令があつた日までの期間

三　過誤納金の返還請求権につき仮差押がされているとき。その仮差押がされている期間

3　第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が百円未満であるときは、適用せず、また、その額に百円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4　前三項の規定により計算した還付加算金の額が十円未満であるときは、加算しない。

5　二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付又は納入の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6　適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基き過納となつたときは、その過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第十一節　消滅時効

（地方税の消滅時効）

第十八条　地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本節において「地方税の徴収権」という。）は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3　地方税の徴収権の時効については、本節に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第十八条の二　地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一　納付又は納入に関する告知　その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二　督促　督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押がされた場合には、そのされた日）までの期間

三　交付要求　その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2　前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われない。

3　地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

（還付金の消滅時効）

第十八条の三　地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2　第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二節　雑則

（異議の申立）

第十九条　第十一条第一項若しくは第二項（第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の繰上徴収に係る告知、第十四条の十八第二項の告知、第十五条の四第三項（第十五条の六第二項において準用する場合を含む。）の通知、第十五条の八第二項の通知又は第十六条の四第二項の通知を受けた者は、これらの告知、督促又は通知について不服がある場合においては、その通知書、催告書又は告知書（以下本条において「通知書等」という。）の交付を受けた日から三十日以内に地方団体の長に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の規定の適用については、同項の通知書等を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知書等の交付を受けたとみなす。この場合において、同項の通知書等を受けた者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて当該通知書等の交付を受けた日とする。

4　第一項の規定による異議の申立に対する地方団体の長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出すときは、

き者に出会わない場合　その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4　通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定がある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5　地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第二十条の二　地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、又はこの法律の施行地にない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2　公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（道府県税の賦課徴収の委任）

第二十条の三　道府県は、道府県税（道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、市町村に委任することができる。

一　道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。

二　市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を委任されることに進んで同意したこと。

三　前二号に掲げる場合を除くほか、道府県から当該道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて申請があつた場合において、自治庁長官がその必要を認めて許可をしたこと。

2　道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。

3　前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

（徴収の嘱託）

第二十条の四　地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、地方団体の徴税吏員は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体の徴税吏員にその徴収を嘱託することができる。

2　前項の場合における徴収は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体における徴収の例による。

3　第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の収入とする。

（期間の計算及び期限の特例）

第二十条の五　この法律又はこれに基く条例に定める期間の計算については、民法第百三十九条から第百四十三条までに定めるところによる。

2　この法律又はこれに基く条例の規定により定められている期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条に規定する休日に該当するときは、この法律又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日をその期限とみなす。

（第三者の納付又は納入及びその代位）

第二十条の六　地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

2　地方団体の徴収金の納付若しくは納入について正当な利益を有する第三者又は納税者若しくは特別徴収義務者の同意を得た第三者が納税者又は特別徴収義務者に代つてこれを納付し、又は納入した場合においては、その地方団体の徴収金につき第十六条の規定による担保として抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付又は納入により、その抵当権につき地方団体に代位することができる。

3　前項の場合において、第三者が納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の一部を納付し、又は納入したときは、その残余の地方団体の徴収金は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消）

第二十条の七　民法第四百二十三条及び第四百二十四条の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用する。

（供託）

第二十条の八　民法第四百九十四条並びに第四百九十五条第一項及び第三項の規定は、この法律又はこれに基く条例の規定により債権者、納税者、特別徴収義務者その他の者に金銭を交付すべき場合について準用する。

（地方税に関する相殺）

第二十条の九　地方団体の徴収金と地方団体に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と地方団体に対する債務で金銭の給付を目的とするものとについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第二十条の十　地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

2　前項の証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

（政令への委任）

第二十条の十一　第九条から前条までに定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三節　罰則

（不納せん動に関する罪）

第二十一条　納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告（これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。）をしないこと、虚偽の申告をすること、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことをせん動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二条　地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「（昭和二十二年法律第二十七号）」を削り、同号及び同条第二号中「第九条第三項」を「第四十六条第二項」に改める。

第二十六条第三項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第六項」に改める。

第四十一条第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当」を削る。

第四十七条第一項第三号中「第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加え、同項第四号中「第十八条」を「第十七条の四」に、「還付し、又は充当した」を「加算した」に改め、「又は充当加算金」を削る。

第四十八条第一項中「の規定による滞納処分の例により処分」を「に規定する滞納処分の例により滞納処分を」に改める。

第四十九条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第四十九条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第一項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等（国税徴収法第百六条第二項に規定する不動産等をいう。以下同じ。）についての差押その公売期日等（国税徴収法第百十一条に規定する公売期日等をいう。以下同じ。）

三　不動産等についての公告（国税徴収法第百七十一条第一項第三号に掲げる公告をいう。以下同じ。）から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第一項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、都道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第四十九条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第四十九条の四　第四十九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についてした異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五十条第一項から第四項までを次のように改める。

個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第六十四条中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第六十六条第二項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

法人等の道府県民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六十八条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第六十八条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過

したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第六十八条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（差押動産等の売却決定等の取消の制限）

第六十八条の四　第六十八条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六十九条第一項から第三項までを次のように改める。

法人等の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。

第七十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十一条及び第七十一条の二を次のように改める。

（法人等の道府県民税に係る延滞加算金）

第七十一条　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合をもつて、督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第七十一条の二　削除

第七十一条の三中「（明治三十三年法律第六十七号）」を削る。

第七十二条の七第三項中「第七十二条の六十八第一項」を「第七十二条の六十八第六項」に改める。

第七十二条の十四第六項第二号中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第七十二条の四十第一項各号中「第十六条」を「第十三条の二」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第七十二条の四十九第四項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第十六条」を「第十三条の二」に改める。

第七十四条の二　削除

第七十四条の三中「第七十二条の六十六第二項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条の六十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

事業税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴収吏員は、当該事業税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」とする。

3　事業税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る事業税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七十二条の六十八の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七十二条の六十八の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七十二項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七十二条の六十八の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七十二条の六十八の四　第七十二条の六十八の二第

一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七十二条の六十九第一項から第三項までを次のように改める。

事業税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条の七十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十二条の七十一を次のように改める。

第七十二条の七十一　削除

第七十二条の七十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七十三条の八第三項中「第七十三条の三十六第一項」を「第七十三条の三十六第六項」に改める。

第七十三条の二十七第二項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十三条の三十四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十三条の三十六第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から

第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　不動産取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののほか不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七十三条の三十六の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七十三条の三十六条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政

事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七十三条の三十六の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七十三条の三十六の四　第七十三条の三十六の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七十三条の三十七第一項から第三項までを次のように改める。

不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条の三十八の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十三条の三十九を次のように改める。

第七十三条の三十九　削除

第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七十九条第三項中「第百二条第一項」を「第百二条第六項」に改める。

第百二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

娯楽施設利用税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金の納期限後第二項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第二項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第百二条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第百二条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百二条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第百二条の四　第百二条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百三条第一項から第三項までを次のように改める。

娯楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者、申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者、申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者、申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百五条を次のように改める。

第百五条　削除

第百六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百十六条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十四条第六項」に改める。

第百二十二条の二第一項中「第十六条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三（第二項を除く。）及び第十六条の四」を「第十一条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第百三十四条第六項」に改める。

第百二十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百三十四条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

遊興飲食税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者が次の各号の一に該当するときは、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し

納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第百三十四条に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第百三十四条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しく損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百三十四条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第百三十四条の四　第百三十四条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百三十五条第一項から第三項までを次のように改める。

遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百三十六条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十四条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百三十四条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百三十七条を次のように改める。

第百三十七条　削除

第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百五十五条第三項中「第百六十七条第一項」を「第百六十七条第六項」に改める。

第百六十五条第二項を削り、同条第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百六十七条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定

を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第百六十七条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第百六十七条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第百六十七条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第百六十七条の四　第百六十七条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第百六十八条第一項から第三項までを次のように改める。

自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百六十九条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百六十七条第六項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第百六十七条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百七十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第百七十一条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百七十条　削除

第百八十八条第三項中「第二百条第一項」を「第二百条第六項」に改める。

第百九十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

鉱区税に係る滞納者が次の各号の一に該当すると

きは、道府県の徴税吏員は、当該鉱区税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る鉱区税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに鉱区税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」とする。

3　鉱区税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る鉱区税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他鉱区税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第二百条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第二百条の四　第二百条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百一条第一項から第三項までを次のように改める。

鉱区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百三条を次のように改める。

第二百三条　削除

第二百四条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百四十四条第三項中「第二百五十三条第一項」を「第二百五十三条第六項」に改める。

第二百五十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十三条第九項中「第二項」を「第七項」に、

「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

狩猟者税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟者税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　狩猟者税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他狩猟者税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百五十三条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第二百五十三条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の

規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百五十三条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第二百五十三条の四　第二百五十三条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百五十四条第一項から第三項までを次のように改める。

狩猟者税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十五条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二百五十三条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第二百五十三条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百五十六条を次のように改める。

第二百五十六条　削除

第二百五十七条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百五十九条中「第四条第三項の規定による普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）」を「道府県法定外普通税」に改める。

第二百六十四条第三項中「第二百八十五条第一項」を「第二百八十五条第六項」に改める。

第二百八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百八十五条第九項中「第二項」を「第七項」に、第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

道府県法定外普通税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3　道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百八十五条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第二百八十五条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百八十五条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（滞納処分の続行の制限）

第二百八十五条の四　第二百八十五条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百八十六条第一項から第三項までを次のように改める。

道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特

別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百八十七条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百八十八条を次のように改める。

第二百八十八条　削除

第二百八十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百九十二条第五号及び第十一号中「第九条第三項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二百九十六条第三項中「第三百三十一条第一項」を「第三百三十一条第六項」に改める。

第三百二十一条の七第二項中「これに」を「第十七条の二の規定の例によつてこれに」に、「第十七条の規定の適用」を「第十七条及び第十七条の二の規定の適用」に改める。

第三百二十七条第一項中「第十六条の六」を「第十六条の六」を「第十六条の三」に改める。

第三百二十九条第二項中「第十六条の六」を「第十六条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三百三十一条第九項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項を同条第七項とし、同条第一項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

1　市町村長は、滞納者が督促を受けた日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、その滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3　市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏

員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前項に定めるもののその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第三百三十一条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第三百三十一条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第二項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第三百三十一条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第三百三十一条の四　第三百三十一条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第三百三十二条第一項から第三項までを次のように改める。

市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百三十四条の二中「交付を求める」を「交付要求をする」に改め、同条を第三百三十四条とする。

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第三百五十三条第三項中「第三百七十三条第一項」を「第三百七十三条第七項」に改める。

第三百六十四条第四項中「第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加える。

第三百七十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百七十三条第九項中「第一項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

7　前各項に定めるもののその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第三百七十三条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第三百七十三条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第八項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。た

だし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第三百七十三条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第三百七十三条の四　第三百七十三条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第三百七十四条第一項から第三項までを次のように改める。

固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百七十五条第一項各号列記以外の部分中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百七十六条　削除

第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第四百四十五条の二第四項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第四百五十条第三項中「第四百五十九条第一項」を「第四百五十九条第六項」に改める。

第四百五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百五十九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

軽自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　軽自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第四百五十九条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第四百五十九条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処

分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第四百五十九条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第四百五十九条の四　第四百五十九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第四百六十条第一項から第三項までを次のように改める。

軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様する。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四百六十一条　同条第一項を次のように改める。

一　第四百五十九条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類の提出をしない者

二　第四百五十九条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第四百六十二条を次のように改める。

第四百六十二条　削除

第四百六十三条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第四百九十二条第三項中「第五百九条第一項」を「第五百九条第六項」に改める。

第五百七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

電気ガス税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該電気ガス税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る電気ガス税に係る滞納処分の執行を受けるおそれがあるとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに電気ガス税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　電気ガス税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る電気ガス税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他電気ガス税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百九条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第五百九条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分に

ついては、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百九条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百九条の四　第五百九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百十条　第五百九条の二第一項から第三項までを次のように改める。

電気ガス税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また

同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五百九条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第五百九条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百十二条を次のように改める。

第五百十二条　削除

第五百十三条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五百二十五条第三項中「第五百四十一条第一項」を「第五百四十一条第六項」に改める。

第五百三十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百四十一条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

鉱産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該鉱産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る鉱産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに鉱産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3　鉱産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る鉱産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞

納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他鉱産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百四十一条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第五百四十一条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百四十一条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百四十一条の四 第五百四十一条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法であるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百四十二条第一項から第三項までを次のように改める。

鉱産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百四十三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百四十四条を次のように改める。

第五百四十四条 削除

第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五百五十六条第三項中「第五百七十二条第一項」を「第五百七十二条第六項」に改める。

第五百七十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百七十二条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

木材引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る木材引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに木材引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　木材引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他木材引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百七十二条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第五百七十二条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することとができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百七十二条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百七十二条の四　第五百七十二条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百七十三条第一項から第三項までを次のように改める。

木材引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百七十四条の見出し中「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五百七十二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第五百七十二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百七十五条を次のように改める。

第五百七十五条　削除

第五百七十六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第六百七十四条第三項中「第六百九十五条第一項」を「第六百九十五条第六項」に改める。

第六百九十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六百九十五条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第二項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

市町村法定外普通税に係る滞納者が次の各号の一

に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3　市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分の例による処分によるる差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六百九十五条の二　滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第六百九十五条の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分についてはこれに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限までになければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第六百九十五条の三　国税徴収法第五十八条第二項の

規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第六百九十五条の四　第六百九十五条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六百九十六条第一項から第三項までを次のように改める。

市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の八第四項中「第七百条の三十八第一項」を「第七百条の三十八第六項」に改める。

第六百九十七条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類を偽りの記載をしたものを呈示した者

第六百九十八条を次のように改める。

第六百九十八条　削除

第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところにより」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　第十五条第四項及び第十五条の二並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条の規定は前項の規定による担保について準用する。

第七百条の二十二第七項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七百条の三十六第一項ただし書中「繰上徴収をする場合」の下に「又は第七百条の十六第三項（第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百条の三十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

軽油引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知又は第七百条の十六第三項（第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3　軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百条の三十八の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百条の三十八の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百条の三十八の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例により引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百条の三十八の四　第七百条の三十八の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由とする滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第

三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百条の四十一　削除

第七百条の四十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百一条の五第三項中「第七百一条の十八第六項」に改める。

第七百一条の十八第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「第七百一条の十六第二項に改め、同項を同条第二項とする。

第七百一条の十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3　入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるもののその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百一条の十八の二　滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一　督促　差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価代金等の交付期日

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百一条の十八の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百一条の十八の四　第七百一条の十八の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、

処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百一条の十九第一項から第三項までを次のように改める。

入湯税の特別徴収義務者が滞処納分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百一条の二十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以上の罰金に処する。

一　第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百一条の二十一を次のように改める。

第七百一条の二十一　削除

第七百一条の二十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促した場合、納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百二条の七第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当加算金」を削る。

第七百六条の二第二項中「第十八条」を「第十七条の二」を加える。

第七百七条第三項中「第七百二十八条第一項」を「第七百二十八条第七項」に改める。

第七百二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百二十八条第九項中「第二項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一　滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3　水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産については、参加差押によりすることができる。

6　第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確保する日までの間は、財産の換価は、することができない。

7　前各項に定めるもののその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、地方団体の長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百二十八条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことから三十日を経過した日

二　不動産等についての差押　その公売期日等

三　不動産等についての公告から売却決定までの処分　換価財産の買受代金の納付の期限

四　換価代金等の配当　換価代金等の交付期日

2　前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、地方団体の長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百二十八条の三　国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを知つた日）

ないとき。

二　滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3　水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例に

を理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百二十八条の四　第七百二十八条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その異議の申立を棄却することができる。

一　その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二　換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2　前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3　第一項の規定は、地方団体に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百三十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百三十一条　削除

第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基く処分又は手続の効力）

第二条　この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれに基く規則を含む。）の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取若しくは滞納処分の執行の停止又は申告、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれに基く規則を含む。）の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第三条　新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2　新法第九条の二第四項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第四条　新法第十一条第一項、第十一条の四から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、この法律の施行前に滞納となつている地方団体の徴収金に係る第二次納税義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

2　新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定は、この法律の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3　新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第五条　新法第十三条の三及び第十四条の四の規定は、木材引取税等に関する経過措置）

若しくは軽油又はその引取等に対し新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

（地方税と他の債権との調整に関する経過措置）

第六条　新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における地方団体の徴収金と他の債権との調整については、なお従前の例による。

2　新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定は、この法律の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3　新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間と通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2　前項の規定による徴収の猶予は、旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例等）

第八条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間において、滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法においてその例によるものとされる国税徴収法（以下「旧国税徴収法」という。）第十二条ノ二の規定の適用を受ける者を除く。）が地方団体の徴収金の納付又は納入につき誠実な意思を有すると認められるときは、地方団体の長は、その者の納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧国税徴収法第八条後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

一　その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二　その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2　前項の規定による猶予は、旧国税徴収法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行の猶予とみなす。

3　この法律の施行前に旧国税徴収法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

（還付金に関する経過措置）

第九条　新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充当をすることとなつた過誤納金に関する還付金について適用する。

2　この法律の施行前に過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号又は第三号に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

（書類の送達に関する経過措置）

第十条　新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第二十条の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（期限の特例に関する経過措置）

第十一条　昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、旧法又はこれに基く条例の規定により定められている期限（政令で定める期限を除く。）が民法第百四十二条に規定する休日に該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（第三者の納付又は納入による代位に関する経過措置）

第十二条　新法第二十条の六第二項の規定は、この法律の施行後に第三者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金について適用する。

（差押に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前に発せられた督促状の指定期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において新法第七百条の十六第三項（新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合に該当するときは、同日）後であるときは、新法の規定にかかわらず、その督促状に係る地方団体の徴収金については、その指定期限を経過しなければ、差押をすることができない。

（第三者の取戻請求に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分に不服がある者の異議の申立に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置）

第十五条　滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行前にしたこれらの規定に掲げる処分に相当する処分のうちこの法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又は地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百四十九号）の施行の日から三十日を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百四十九号）による改正前の地方税法の規定により滞納処分に関する異議の申立をすることができる日」とする。

（延滞加算金額の経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした督促に係る延滞加算金額の計算については、なお従前の例による。

（法人税割等の徴収猶予に関する経過措置）

第十七条　新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第十九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六条の三第一項（同法第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項（第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六条の三第一項及第五項、第十六条の四第三項」に改め、「並同法第十六条の三第四項（同法第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル差押ノ解除」を削る。

（不動産登記法の一部改正）

第二十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条ただし書中「国税徴収法第二十三条第一項」の下に「又ハ地方税法第十四条の十七第一項」を加え、「同条第二項」を「国税徴収法第二十三条第二項又ハ地方税法第十四条の十七第二項」に改める。

（港湾法の一部改正）

第二十一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「第十四条の規定を、その取扱については同法第十七条及び第十八条の規定」を「第十八条から第十八条の三までの規定を、そ

の取扱については同法第十七条から第十七条の四までの規定」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十二条　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「国税徴収法第百五十九条第一項」の下に「又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項」を加える。

第十条第四項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第二項」を「地方税法第十四条の六」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の八、第十九条、第二十条並びに第二十二条」を「第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「第十六条第一項」を「第十三条の二第一項」に改める。

第八十条第一項中「第十六条第一項各号（第三号を除く。）」を「第十三条の二第一項各号」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・運輸大臣署名）

――――――――

法律第百五十号（昭三四・四・二一）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種

甲類

一　貴石及半貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品

二　真珠及之ヲ用ヒタル製品

三　貴金属製品（貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム）及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

四　鼈甲製品、珊瑚製品、琥珀製品及象牙製品

五　七宝製品

六　毛皮製品

乙類

七　室内装飾用品及釣燈籠

八　茶道用具、香道用具及華道用具

九　化粧廻及装飾用又ハ調度用繊維製品

十　身辺用細貨類

十一　囲碁用具、将棋用具及チェス用具

十二　書画及骨董

第二種

甲類

一　高級普通乗用自動車（輪距三百五糎又ハ気筒容積四千立方糎ヲ超ユルモノヲ謂フ）

二　ゴルフ用具、同部分品及附属品

三　貴金属製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品

乙類

四　娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット

五　撞球用具

六　羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

七　電気冷蔵器及瓦斯冷蔵器

八　電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター（室内用ノモノニ限ル）又ハルームクーラー

丙類

九　普通乗用自動車但シ第三十七号及第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク

十　写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用器具

十一　双眼鏡及single眼鏡

十二　蓄音器及同部分品

十三　楽器、同部分品及附属品

十四　テレビジョン受像機及同部分品但シ第五十一号及第五十二号ニ掲グルモノヲ除ク

十五　扇風機

十六　写真用ノ乾板、フィルム及感光紙

十七　銃及楽炎

丁類

十八　電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター（室内用ノモノニ限ル）又ハルームクーラー

十九　電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十　氷冷蔵器

二十一　家具

二十二　鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十三　照明器具

二十四　ネオン管

二十五　煙火類

二十六　薫物及線香類

二十七　蓄音器用ノレコード

二十八　文具類

二十九　アルバム並ニ観賞用ノ写真及印刷物類

三十　飾物、玩具及遊戯具類但シ第四十四号ニ掲グルモノ及トランプ類税ヲ課セラルルモノヲ除ク

三十一　皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十二　鞄、トランク及袋物類

三十三　帽子、杖及襷

三十四　喫煙用ライター、電気マッチ、煙草入、パイプ其ノ他ノ喫煙用具

三十五　化粧用具

三十六　化粧品但シ第五十三号ニ掲グルモノヲ除ク

三十七　小型普通乗用四輪自動車（電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下ニシテ気筒容積千五百立方糎以下又ハ四

輪駆動式ノモノヲ謂フ）

戊類

三十八　ラジオ聴取機（受信用真空管ヲ使用セザルモノヲ含ム以下同ジ）但シ第五十一号ニ掲グルモノヲ除ク

三十九　テープ式磁気録音再生機

四十　幻燈機及同ケース

四十一　電球類

四十二　時計及同部分品

四十三　魔法瓶及同ケース

四十四　釣用具、スキー用具、スケート用具、登山用具、モーターボート、スカール及ヨット

四十五　嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク

四十六　烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及此等ノ代用物

四十七　グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

己類

四十八　乗用三輪自動車及自動自転車

四十九　金庫

五十　敷物類

五十一　オールウェーブラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下又ハトランジスター八個以下ノモノ及ラジオ聴取機ノ部分品

五十二　受信用真空管、マイクロフォン、拡声用増幅器及拡声器

五十三　化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及煉油、整髪料、養毛料並ニ染毛料

五十四　果実エッセンス類

五十五　紙及セロファン

第三種

一　燐寸

二　サッカリン、ズルチン、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチヂン及チクロヘキシルアミン（以下人工甘味料ト謂フ）

三　清涼飲料（玉ラムネ壜以外ノ容器ニ充塡シタルモノニ限ル）

第一条第二項の次に次の一項を加える。

第一種ノ物品中甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トス

第二条第一項を次のように改める。

物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類　物品ノ価格ノ百分ノ二十

乙類　物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

甲類　物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類　物品ノ価格ノ百分ノ四十

丙類　物品ノ価格ノ百分ノ三十

丁類　物品ノ価格ノ百分ノ二十

戊類　物品ノ価格ノ百分ノ十

己類　物品ノ価格ノ百分ノ五

第三種

一　燐寸　千本ニ付　一円

二　人工甘味料

イ　サッカリン、ズルチン、オルソトロールスルフォアミド及パラフェネチヂン　一瓲ニ付　百円

ロ　チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ及チクロヘキシルアミン　一瓲ニ付　三十円

三　清涼飲料　一奸ニ付　一万千円

第二条第二項中「百分ノ十」を「百分ノ三」に改め、

同条第三項中「四立方呎」を「百十四立」に改め、同条第四項中「第四十八号」を「第三十六号及第三十七号」に改め、同条第五項中「紙」を「果実エッセンス類並ニ紙」に改める。

第三条第三項中「、燐寸ノ本数及サッカリン又ハヅルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ノ原料トシテ使用セラレタルサッカリン又ハヅルチンノ量ノ計算」を「及燐寸ノ本数ノ計算」に改める。

第四条中「（サッカリン又ハヅルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該調味用固型人工甘味料ニ使用セラレタルサッカリン又ハヅルチンノ量、第三種第三号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量）」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ其ノ買受ノ委託者ニ引渡ス場合又ハ其ノ第一種ノ物品ニ付売買ノ媒介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係ル当該物品ノ販売ト看做ス

第一種ノ物品ノ材料（第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ販売シタル第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ販売先ヨリノ委託ニ基キ之ニ彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ当該販売先ニ引渡ス場合ニ於テ当該加工後ノ物品ガ第一種ノ物品ニ該当スルトキハ之ヲ当該第二種ノ物品ノ販売ト看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要トサルル材料（当該小売業者ガ販売シタル第一種ノ物品ノ販売先ヨリ委託ニ基キ之ニ彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ当該販売先ニ引渡ス場合ニ於テ当該加工後ノ物品ガ第一種ノ物品ニ該当スルトキハ之ヲ当該第二種ノ物品ノ販売ト看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要トサルル材料（当該小売業者ガ販売シタルモノヲ除ク）ヲ提供シタルトキハ当該材料ノ価格ヲ除キタル金額ヲ当該第一種ノ物品ノ販売価格ト看做ス

展覧会其ノ他之ニ類スル催物ヲ行フ場所ニ於テ其ノ催物ノ主催者ガ第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ当該主催者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラルル場合（強制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク）ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第六条第四項中「第二種又ハ第三種ノ物ノ製造ヲ委託スルモノハ之ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ委託シ又ハ自己ノミノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムルモノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受ケタル者」に改め、「委託者」の下に「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加え、同条第五項中「第一項乃至第三項中」を「第一項及第二項中」に、「化粧品及清涼飲料」を「及化粧品」に、「第一項乃至第三項ノ」を「第一項又ハ第二項ノ」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改め、同項第三号中「公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ」を「滞納処分（其ノ例ニ依ル処分ヲ含ム）、強制執行、担保権ノ実行トシテノ競売、企業担保権ノ実行手続又ハ破産手続ニ依リ」に改め、同条第二項中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中「（サッカリン又ハヅルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハサッカリン又ハヅルチンノ使用量、第三種第三号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ炭酸瓦斯使用量）」を削る。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ」を「物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ」に改める。

第十三条ノ二の次に次の一条を加える。

第十三条ノ三　第十一条第一項、第十二条第一項又ハ第十三条第一項ノ承認ヲ為ス場合ニ於テ取締上支障ナキモノト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ製造場ヨリ移出セラルル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付包括シテ此等ノ承認ヲ与フルコトヲ得

第十五条中「第六条」を「第六条第三項」に、「製造ヲ委託セントスル者」を「製造ノ委託又ハ商標ノ表示ノ指示ヲ為サントスル者」に改める。

第十八条第三項中「同条」を「第十三条」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条第一項第二種第十六号に掲げる写真用フィルムのうち、幅三十五ミリメートルの映画用の天然色写真フィルム（三原色発色剤を含有する乳剤を塗布して製造する天然色写真生フィルム、三原色のうちそれぞれ異なる一色を感光した三本の撮影済フィルムを使用してその陽画を製造する工程において感光乳剤を塗布する方式により製造する天然色写真フィルム及び当該方式に専用される写真生フィルム（三原色感光剤のうち一色の感光剤が塗布されているものに限る。）に限り、撮影用のものを除く。）に課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4　この法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法第一条第一項第二種第三十九号に掲げるテープ式磁気録音再生機に課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。

5　当分の間、製造場から移出される新法第一条第一項第二種第四十五号に掲げる嗜好飲料のうち、うんしゅうみかん、夏みかん（ひうが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつさくを含む。）、りんご又はぶどうの搾汁を原料とし、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水及び果実みつで、その搾汁の容量の全容量に対する割合が政令で定める割合以上のものに課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。

6　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けてこの法律の施行前に第一種の物品の小売業者が販売した改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項の第一種の物品又は当該免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧法第一条第一項の第二種若しくは第三種の物品について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の徴収については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条	同法第八条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

7　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けてこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第三項に規定する物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

8　前項の規定は、同項に規定する物品税の免除を受けてこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第四項に規定する物品について準用する。この場合において、前項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」と読み替えるものとする。

9　この法律の施行前から引き続いて次に掲げる物品のうち、第一号から第三号までに掲げる物品の小売業を営み、又は第四号から第六号までに掲げる物品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一　第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第二十五号に掲げる物品に該当するもの

二　第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの

三　第一種第七号から第十一号までに掲げる物品

四　第二種第三十八号及び第五十一号に掲げる物品のうち、受信用真空管を使用しないラジオ聴取機

五　第二種第三十九号に掲げる物品

物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条	同法第八条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

六　第三種第二号に掲げる物品のうち、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチヂン及びチクロヘキシルアミン

10　この法律の施行前から引き続いて新法第六条第三項の規定により同項の指示をすることにより第二種又は第三種の物品の製造とみなされる行為をする者は、この法律の施行後一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

11　前二項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日に新法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

12　附則第九項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者でこの法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

13　附則第十項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第十項に規定する者でこの法律の施行後一月以内に同項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

14　この法律の施行の際サッカリン又はズルチン（以下「サッカリン等」という。）を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者がその製造場において旧法第十二条第一項の規定の適用を受けたサッカリン等を所持する場合には、その製造場をサッカリン等の製造場とみなし、その者をサッカリン等の製造者とみなす。

15　この法律の施行の際サッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者がその製造場において当該調味用固型人工甘味料（他の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもので、当該移出又は引取につき物品税を徴収された、又は徴収されるべきものを除く。）を所持する場合には、当該調味用固型人工甘味料については、その者が製造者としてこの法律の施行の日にこれに使用されたサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

16　この法律の施行の際製造場又は保税地域以外の場所で附則第九項第四号に掲げる物品を百個以上、同項第五号に掲げる物品を三十個以上又は同項第六号に掲げる物品を一トン以上所持するこれらの物品の製造者又は販売業者がある場合には、当該物品については、その者が製造者としてこの法律の施行の日にこれを当該物品の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。この場合には、同項第四号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分五（同項第四号に掲げる物品のうち新法第一条第一項第三十八号に掲げる物品に該当するものについては、その価格の百分の十）の税率により算出した金額を、同項第六号に掲げる物品については新法第二条第一項第三種第二号イ又はロに掲げる区分に応じ当該イ又はロに掲げる税率により算出した金額をそれぞれその税額とする。

17　前二項の場合において、その物品税額が五万円以下のときは、昭和三十四年六月三十日限り、五万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額五万円をこえるとき　昭和三十四年六月及び七月
税額十万円をこえるとき　同年六月から八月まで
税額二十万円をこえるとき　同年六月から九月まで
税額四十万円をこえるとき　同年六月から十月まで

18　附則第十五項に規定する者は、その所持するサッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料で同項の規定に該当するものを貯蔵する製造場及びその製造場ごとの重量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

19　附則第十六項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20　附則第十六項に規定する者に該当すべき者がその所持する同項に規定する物品で新法第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する用に供すべきものにつき、昭和三十四年四月三十日までに、政令で定めるところにより、当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該物品については、附則第十六項の規定は、適用しない。この場合には、当該物品の所在する場所をその製造場とみなし、当該者を当該物品の製造者とみなす。

21　この法律の施行の際製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第九項第一号から第三号までに掲げる物品については、新法第四条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

22　附則第九項、附則第十六項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が新法第一条第一項の規定に基く命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

23　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24　物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十四インチ」を「十インチ」に改める。

附則第三項中「当分の間、」を「昭和二十九年四月一日から昭和三十四年四月三十日までの間に」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十一号（昭三四・四・二二）

◎賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法（昭和三十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ラオス」の下に「及びカンボディア」を加え、同条中「同国」を「これらの国」に改める。

附　則

この法律は、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十二号（昭三四・四・二二）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でデンマークの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項(K)に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却による支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうちに占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）

第三条 前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十三号（昭三四・四・二二）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でノールウェーの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項(j)に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却による支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

（実施規定）

第三条 前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十四号（昭三四・四・二二）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当所得に対する所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第五項の規定に該当する法人（同条第六項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第六条第三項の規定に該当するパキスタンの法人であるものが支払を受ける同項に規定する配当に対する同法第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（パキスタンの租税の徴収）

第三条　政府は、条約第一条に規定するパキスタンの租税につき、パキスタン政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規定）

第四条　前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条中所得税法第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払われるべき配当について、第二条中同法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十五号（昭三四・四・二三）

◎小売商業調整特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（購買会事業を行う者に対する措置命令）

第二条　都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一　従業員以外の者には購買会事業を利用させないこと。

二　従業員であることが不明りようである者に対しては従業員であることを示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。

（小売市場の許可）

第三条　政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場（一の建物であつて、十以上の小売商（その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。）の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。）とするため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

2　前項の許可は、一の建物ごとに行う。

3　前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

4　都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長（特別区にあつては区長。以下同じ。）に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

（許可の申請）

第四条　前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所

二　その建物の所在する場所及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積

三　その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四　その建物をその申請に係る許可を受ける日以後

にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小売商から徴するその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

2　前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（許可の基準）

第五条　都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一　当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行なわれることとなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。

二　前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。

三　申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四　申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五　申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

（経過措置）

第六条　次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一　一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場となつている建物　その地域が指定地域となつた時

二　指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物　その建物が小売市場とされることとなつた時

2　前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　その建物をその店の舗用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

3　前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（変更の許可等）

第七条　第三条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「小売市場開設者」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

一　第四条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は

譲り渡す床面積を増加しようとするとき。

二　第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき（前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき。）。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、同項第一号に係る申請にあつては第五条第一号に、同項第二号に係る申請にあつては同条第二号に該当することとなると認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第五条第一号中「当該小売市場が開設されることにより」とあるのは、「申請に係る床面積を増加することにより」と読み替えるものとする。

3　小売市場開設者は、第四条第一項第一号から第三号までの事項に変更があつたとき（第一項第一号に該当する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4　第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

（貸付契約等を結ぶ場合の基準）

第八条　小売市場開設者は、第三条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す場合には、第四号に掲げる事項及び第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項及び第四条第二項の届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件）が第四条第一項の申請書（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第六条第二項の届出書）に記載した内容（その変更について前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容）に合致するように貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

（承継）

第九条　第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付又は返却を受けた者は、政令で定めるところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

2　小売市場開設者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の地位を承継する。

3　前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消）

第十条　都道府県知事は、小売市場開設者が正当な理由がないのに第三条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸付又は譲渡をしない期間が引き続き一年以上にわたるときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

2　第三条第四項の規定は、前項の規定による処分に準用する。

（政令への委任）

第十一条　前八条に定めるもののほか、一の地域が指定地域となつた場合及び第三条第一項の物品を定める政令が制定され、又は改廃された場合における必要な経過措置その他同項の許可に関し必要な事項は、政令で定める。

（請求）

第十二条　都道府県知事は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第七項に規定する不公正な取引方法（以下単に「不公正な取引方法」という。）を用いていると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

（公正取引委員会の指示等）

第十三条　公正取引委員会は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不公正な取引方法を用いていると認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめるべきことを指示することができる。

2　公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条（違反者に対する勧告、審判手続の開始、審決等）の規定は、適用しない。

（製造業者等の小売業兼業の届出）

第十四条　政令で指定する物品の製造業者又は卸売業者であつて、政令で指定する地域内において当該物品の小売業を営む者は、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その小売業を廃止したときも、同様とする。

（あっせん又は調停）

第十五条　都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあっせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、すみやかに、あっせん又は調停を行うものとする。

一　製造業者がその製造に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争

二　卸売業者がその卸売に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争

三　前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の販売事業に関し、その者と中小小売商との間に生じた紛争

四　小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に関し、当該小売市場開設者又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺の地域内の中小小売商との間に生じた紛争

（調停員等）

第十六条　都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

2　前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に関し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3　第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4　都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、その勧告に係る調停案を理由を附して公表することができる。

5　前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、政令で定める。

（勧告）

第十七条　都道府県知事は、第十五条各号の一に掲げる紛争（百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第六条第一項に規定する百貨店業者と中小小売商との間に生じたものを除く。次条第一項において同じ。）が生じた場合（その紛争につき、第十五条のあっせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

第十八条　主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争（同条のあっせん又は調停が行われているものを除く。）につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要な勧告をするときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十九条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（異議の申立）

第二十条　この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し、異議の申立をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の異議の申立があつたときは、その異議の申立をした者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

3　前項の予告においては、明日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4　聴聞に際しては、その異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5　都道府県知事は、第二項の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写をその異議の申立をした者に送付しなければならない。

（主務省令）

第二十一条　第二条、第四条第二項、第五条第二号、第六条第三項及び第十四条の主務省令は、大蔵省

令、厚生省令、農林省令、通商産業省令とする。

（罰則）

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第八条の規定に違反して貸付契約若しくは譲渡契約を結び、又はこれを変更した者

三 虚偽又は不正の事実に基いて第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けた者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第七条第三項又は第九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十五条 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関すること。

第四条第四項中「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号の二まで及び」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

3 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の四項を加える。

4 当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。

5 当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場合に明示すること。

二 組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の措置をとるべきことを指示することができる。

7 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に関して必要な報告を求めることができる。

第百条の次に次の一条を加える。

第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業大臣臨時代理署名）

法律第百五十六号（昭三四・四・二四）

◎建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第十八条）

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備（第十九条―第四十一条）

第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 総則（第四十一条の二・第四十二条）

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係（第四十三条―第四十七条）

第三節 用途地域（第四十八条―第五十四条）

第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地（第五十五条―第五十九条）

第五節 防火地域（第六十条―第六十七条）

第六節 美観地区（第六十八条）

第四章 建築協定（第六十九条―第七十七条）

第五章 建築審査会（第七十八条―第八十三条）

第六章 雑則（第八十四条―第九十七条の二）

第七章 罰則（第九十八条―第百二条）

附則

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「へい」を「へい」に、「をいい、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵そうその他これらに類する施設を除く」を「（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含む」に改め、同条第二号中「学校」の下に「（各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館」を、「観覧場」の下に「、集会場、展示場」を、「百貨店」の下に「、市場」を、「舞踏場」の下に「、遊技場」を、「寄宿舎」の下に「、下宿」を加え、「と畜場」を「と畜場、火葬場、汚物処理場」に改め、同条第五号中「最下階の床」の下に「、廻り舞台の床」を加え、同条第六号中「二以上の棟」を「二以上の建築物」に、「一棟」を「一の建築物」に改め、「をなす建築物」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同

条第七号中「れん瓦造」を「れんが造」に改め、同条第九号中「れん瓦」を「れんが」に改め、同条中第九号の次に次の二号を加える。

九の二　耐火建築物　主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

九の三　簡易耐火建築物　耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

イ　外壁を耐火構造とし、かつ、屋根を不燃材料で造り、又はふき、政令で定める防火性能を有する構造としたもの

ロ　主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を不燃材料又は政令で定めるこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を政令で定める防火性能を有する構造としたもの

第二条第十二号中「の建築、修繕若しくは模様替、建築設備の設置」を「、その敷地」に、「工作物の築造の」を「第八十八条第一項若しくは第三項に規定する工作物に関する」に改め、同条第十六号中「建築、修繕若しくは模様替の」を「建築物に関する」に、「建築、修繕若しくは模様替を」を「その工事を」に改め、同条中第九号の次に次の二号を加える。

十六の二　主要構造部　壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。

十六の三　耐火構造　建築物の主要構造部のうち、防火上必要な政令で定める部分が政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の建築物をいう。

第三条第一項中「を建築し、修繕し、又は模様替する」を「、その敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物の敷地の部分の」に改める。

第四条第一項中「建築物」を「建築物、その敷地若しくは第三項に規定する工作物」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物の敷地の部分の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

3　前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一　この法律又はこれに基く命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基く命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二　イ、ロ、ハ又はニに掲げる地域、地区等がそれぞれイ、ロ、ハ又はニに掲げる他の地域、地区等に指定されたことに因るこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の地域、地区等に関するこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

イ　住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域

ロ　別表第四(い)欄の各項に掲げる空地地区

ハ　防火地域又は準防火地域

ニ　第四十二条第一項に該当する道路又は第四十四条第二項に規定する計画道路

三　工事の着手がこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四　前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五　この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第三条第四項を削る。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は改築し」を「改築し、又は移転し」に、「又は改築に」を「、改築又は移転に」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第一号中「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第四号中「町村」を「市町村」に改め、同条第六項中「延べ面積」を「床面積の合計」に、「五百円」を「千円」に、「三千円」を「二万円」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に第八十七条の二第二項の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項の手数料の外、当該昇降機一基について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項の区分に従い、市町村又は都道府県に納めなければならない。

第七条第二項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第三項中「当該建築物が」を「当該建築物及びその敷地が」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「違反した建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加え、「その建築主、建築工事」を「当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事」に、「、建築工事の現場管理者又はその所有者」を「若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に、「工事の施工」を「当該工事の施工」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第七項中「、工事の施工の停止」を削り、同条に次の二項を加える。

10　特定行政庁は、この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。

11　第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第十条第一項中「建築設備が」の下に「第三条第二項の規定により」を加え、「に適合せず、且つ」を「の適用を受けないが」に改め、「当該建築物」の下に「又

者」を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「、工事監理者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に関する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第六条第一項第一号に掲げる建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下第二項において同様とする。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、その状況を、又は建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2　昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けなければならない。この場合において、当該市町村又は都道府県は、当該検査につき千円をこえない金額の範囲内において手数料を徴収することができる。

第十三条中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「建築物」の下に「、建築物の敷地」を加える。

第十五条第一項中「工事施工者が建築物の建築の工事に着手」を「建築主が建築物を建築」に、「除却した」を「除却しようとする」に、「但し」を「ただし」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同条第二項中「延べ面積が十平方メートルをこえる」を削り、「滅失し」の下に「、又は損壊し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

第十八条第一項中「建築物」の下に「及び建築物の敷地」を加え、同条第二項中「建築し」の下に「、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし」を加え、同条第四項中「工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に、「前項の法律、」を「同項の法律並びにこれに基く」に改め、同条第六項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第七項中「当該建築物」の下に「及びその敷地」を

はその敷地」を加え、「その全部又は一部の」を「当該建築物の」に、「又は使用制限」を「、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとること」に改め、同条第二項中「第九項まで」の下に「及び第十一項」を加え、「措置を命ずる」を削り、同条第三項を削る。

第十一条の見出し中「から第七章まで」を削り、同条第一項中「既存建築物」を「建築物」に、「又は用途が」を「、建築設備又は用途が第三条第二項の規定により」に改め、「から第七章まで」を削り、「に適合しなくなり、且つ」を「の適用を受けないが」に、「認められるに至つた」を「認める」に、「前条第一項に規定する措置」を「当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条の見出しを「（報告、検査等）」に改め、同条第二項中「第九条第一項」の下に「若しくは第十項」を、「当該建築物」の下に「、建築物の敷地」を、「建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加え、「建築工事に」を「建築物に関する工事に」に、「但し、現に居住の用に供している建築物」を「ただし、住居」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「建築物の所有者」を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「、工事監理者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に関する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第六条第一項第一号に掲げる建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下第二項において同様とする。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、その状況を、又は建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2　昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けなければならない。この場合において、当該市町村又は都道府県は、当該検査につき千円をこえない金額の範囲内において手数料を徴収することができる。

第十三条中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「建築物」の下に「、建築物の敷地」を加える。

第十五条第一項中「工事施工者が建築物の建築の工事に着手」を「建築主が建築物を建築」に、「除却した」を「除却しようとする」に、「但し」を「ただし」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同条第二項中「延べ面積が十平方メートルをこえる」を削り、「滅失し」の下に「、又は損壊し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

第十八条第一項中「建築物」の下に「及び建築物の敷地」を加え、同条第二項中「建築し」の下に「、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし」を加え、同条第四項中「工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に、「前項の法律、」を「同項の法律並びにこれに基く」に改め、同条第六項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第七項中「当該建築物」の下に「及びその敷地」を

加え、同条第八項中「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加える。

第十九条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する」を「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある」に改める。

第二十一条第二項中「れん瓦造」を「れんが造」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十二条中「関係市町村の同意を得て」を削り、「おいては、」の下に「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の」を加え、「但し」を「ただし」に、「あずまや」を「あずまや」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都市計画審議会の意見を聞き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

第二十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条中「棟をなす」を削る。

第二十六条中「且つ、各区画の延べ面積を」を「かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、耐火建築物若しくは卸売市場の上家若しくは機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについては、この限りでない。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

一　別表第一(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(に)欄の当該各項に該当するもの

二　別表第二(い)項第八号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度をこえないものを除く。）

第二十八条第一項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には採光のための窓その他の開口部を設け、その」に、「でなければならない」を「としなければならない」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は映画館の客席、温湿

度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

第二十八条第二項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その」に、「でなければならない」を「としなければならない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十条の見出し中「住宅」を「住宅等」に改め、同条中「住宅の居室」の下に「、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寝室」を加え、「但し」を「ただし」に、「空堀」を「からぼり」に改める。

第三十一条第二項中「し尿浄化そう」を「屎尿浄化槽」に改める。

第三十三条に次のただし書を加える。

ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

第三十四条中「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五条中「学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎の」を「別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる」に改め、「特殊建築物」の下に、階数が三以上である建築物、第二十八条第一項ただし書に規定する居室を有する建築物」を加え、「棟をなす」を削り、「消火せん」を「消火栓」に、「貯水そう」を「貯水槽」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特殊建築物等の内装)

第三十五条の二 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物又は第二十八条第一項ただし書に規定する居室は、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従つて、その壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

(無窓の居室等の主要構造部)

第三十五条の三 第二十八条第一項ただし書に規定する居室で同項本文の規定に適合しないものは、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途に供するものについては、この限りでない。

第三十六条中「及び便所の構造」を「の構造、便所」に、「及び避雷設備の設置及び構造」を「、避雷設備及び」に、「工法」を「設備」に改める。

第四十一条(見出しを含む。)中「町村」を「市町村」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第三章中第四十二条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 総則

(適用区域)

第四十一条の二 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

第四十二条中「及び第五章」を削り、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「によつて築造した」を「又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による」に改め、同項第四号及び第五号中「又は都市計画法」を「、都市計画法又は土地区画整理法」に改め、同条第二項中「一・八メートル以上」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は前項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四十二条の次に次の節名を加える。

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

第四十三条の見出し中「敷地」を「敷地等」に改め、同条第一項中「道路」の下に「(自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下第四十四条を除き、同様とする。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「自動車車庫」の下に「若しくは自動車修理工場」を、「その他その敷地」の下に「又は建築物」を加える。

第四十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第四十五条第一項中「別表第二」を「別表第二(い)」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十六条第一項中「別表第一」を「別表第一(い)欄(一)項から第三項まで中「別表第一」を「別表第二(い)」に改め、同条第四項中「料理店」の下に「、ホテル」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条中「次のように改める。

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専

定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は前項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四十二条の次に次の節名を加える。

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

第四十三条の見出し中「敷地」を「敷地等」に改め、同条第一項中「道路」の下に「(自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下第四十四条を除き、同様とする。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「自動車車庫」の下に「若しくは自動車修理工場」を、「その他その敷地」の下に「又は建築物」を加える。

第四十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第四十五条第一項中「別表第二」を「別表第二(い)」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十六条第一項中「別表第一」を「別表第一(い)欄(一)項から第三項まで中「別表第一」を「別表第二(い)」に改め、同条第四項中「料理店」の下に「、ホテル」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条中「次のように改める。

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区内の建築物の敷地、構造又は建築設備の制限を定める場合においては、特定行政庁は、第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項ただし書又は前条第二項ただし書若しくは第四項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五十二条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による許可を受けた場合においては、第一項ただし書又は前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十条第二項及び第四項中「別表第二」を「別表第二(い)」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(聴聞及び建築審査会の同意)

第五十一条 特定行政庁は、第四十九条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項ただし書又は前条第二項ただし書若しくは第四項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五十二条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条中「次のように改める。

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専

用地区又は特別用途地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

第五十四条を次のように改める。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十四条　卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画の施設としてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

「**第五章**　建築物の面積、高さ及び敷地内の空地」を削り、第五十四条の次に次の節名を加える。

第四節　建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

第五十五条第一項中「棟をなす」を削り、「この章」を「この節」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

三　公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

第五十五条第二項中「且つ」を「かつ」に、「又は準防火地域内」を「若しくは準防火地域内又は過小宅地が多い等土地の状況に因りやむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て第二十二条第一項の市街地の区域について指定する区域内」に改め、同条第三項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改める。

第五十五条第一項、第三項及び第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「棟をなす」を削り、同条第四項中「距離は」の下に「、当該外壁又は柱が公園、広場、道路その他の空地に面する場合その他政令で定める場合を除き」を加える。

第五十七条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「空地があつて、通行上」を「空地がある場合等であつて、交通上」に改め、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文に規定する高さをこえる高さについて第五十八条第四項の規定による許可を受けた場合においては、前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十八条第一項を次のように改める。

建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。

一　当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離の一・五倍

二　前面道路の幅員の一・五倍に八メートルを加えたもの

第五十八条に次の三項を加える。

4　前条第一項各号の一に該当する場合においては、建築物の各部分の高さは、前三項の規定にかかわらず、特定行政庁の許可を受けて、第一項第一号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）の範囲内において、第二項第二号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）をこえるものとすることができる。

5　第一項第二号に掲げる高さをこえる高さについて前条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、前項の規定による許可を受けたものとみなす。

6　前条第三項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）

第五十八条の二　高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前二条の規定は、適用しない。

2　道路内にある建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く。）については、前条の規定は、適用しない。

「**第六章**　防火地域」を削り、第五十九条の次に次の節名を加える。

第五節　防火地域

第六十一条本文を次のように改める。

防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十一条の二を削る。

第六十二条第一項本文を次のように改める。

準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物又は延べ面積が五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十二条第一項ただし書中「但し、第六十一条第二号」を「ただし、前条第二号」に改め、同条第二項中「、これに附属する高さ二メートルをこえる門又はへいで当該門又はへいが建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわ」を加え、同項ただし書を削る。

第六十四条中「建築物」の下に「で、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外のもの」を加える。

第六十七条中「但し」を「ただし」に改める。

「**第七章**　美観地区」を削り、第六十七条の次に次の節名を加える。

第六節　美観地区

「**第八章**」を「**第四章**」に改める。

第六十九条及び第七十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

「**第九章**」を「**第五章**」に改める。

第七十九条第二項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第八十条の次に次の二条を加える。

（委員の欠格条項）

第八十条の二　次の各号の一に該当する者は、委員と

なることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（委員の解任）

第八十条の三　市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つた場合においては、その委員を解任しなければならない。

2　市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合

二　職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合

「**第十章**」を「**第六章**」に改める。

第八十四条第一項中「都市計画法第十二条に規定する」を「土地区画整理法による」に改める。

第八十五条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第七条」の下に「、第十二条第一項及び第二項」を、「第十五条」の下に「、第十八条（第九項を除く。）」を加え、「から第七章まで」を削り、「但し」を「ただし」に、「第二十二条」を「第六十三条」に改め、同条第四項中「一月以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）に改め、「この場合においては」の下に「、第十二条第一項及び第二項」を加え、「及び第三十一条」を「、第三十一条、第三十五条の二並びに第三十五条の三」に、「から第六章まで」を「（第六節を除く。）」に改め、同条第五項を削る。

第八十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一団地に二以上の構えをなす建築物で、主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを総合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めるものについては、第二十七条、第六十二条第一項又は第六十四条の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物は簡易耐火建築物とみなす。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の二　第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第四十九条第一項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第八十七条を次のように改める。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条　建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、同条（第二項及び第七項を除く。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。

2　建築物（第三項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十九条、第五十条第二項及び第四項並びに第五十四条の規定並びに第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十二条第三項及び第四項並びに第五十三条の規定に基く条例の規定を準用する。

3　第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項若しくは第五十四条の規定又は第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十二条第三項若しくは第四項若しくは第五十三条の規定に基く条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一　増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二　当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三　第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

（建築設備への準用）

第八十七条の二　政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第二号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第二項、第六項及び第七項を除く。）、第八十九条第七条、第十八条（第九項を除く。）、第八十八条第一項中「高架水そう」を「高架水槽」に改め、「指定するもの」の下に「及び昇降機、ウオーターシユート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下本項において「昇降機等」という。）」を加え、「その築造を第六条第一項第四号の建築物の建築とみなして、第六条から第十三条まで」を「第三条、第六条（第二項、第六項及び第七項を除くものとし、第一項及び第三項は、昇降機等については第一項第二号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分とする。）、第七条（第四項を除く。）、第八条から第十一条まで、第十二条第三項及び第四項、第十三条」に改め、「第十八条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「、第三十三条」を「から第三十四条まで」に、「及び第三十三条」を「、第三十三条及び第四十条」に改め、「の規定を」の下に「、昇降機等については、第十二条第一項及び第二項」を、「第十五条」の下に「、第十八条（第九項を除く。）」を加え、「から第七章まで」を削り、「但し」を「ただし」に、「第二十二条」を「第六十三条」に改め、同条第四項中「一月以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）に改め、「この場合においては」の下に「、第十二条第一項及び第二項」を加え、「及び第三十一条」を「、第三十一条、第三十五条の二並びに第三十五条の三」に、「から第六章まで」を「（第六節を除く。）」に改め、同条第五項を削る。

第八十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一団地に二以上の構えをなす建築物で、主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを総合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めるものについては、第二十七条、第六十二条第一項又は第六十四条の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物は簡易耐火建築物とみなす。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の二　第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第四十九条第一項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第八十七条を次のように改める。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条　建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、同条（第二項及び第七項を除く。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。